

衆議院 第九十三回国会

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第六号

平成二十九年五月三十一日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 竹本 直一君
理事 あべ 俊子君 理事 岩屋 毅君
理事 奥野 信亮君 理事 神田 憲次君
理事 山下 貴司君 理事 落合 貴之君
理事 牧 義夫君 理事 佐藤 茂樹君
理事 秋本 真利君 理事 安藤 裕君
理事 今枝宗一郎君 理事 うへの賢一郎君
理事 大野敬太郎君 理事 鬼木 誠君
理事 加藤 寛治君 理事 門 博文君
理事 門山 宏哲君 理事 小松 裕君
理事 國場幸之助君 理事 今野 智博君
理事 坂本 哲志君 理事 白須賀貴樹君
理事 助田 重義君 理事 瀬戸 隆一君
理事 寺田 稔君 理事 長尾 敬君
理事 鳩山 二郎君 理事 平沢 勝栄君
理事 藤原 崇君 理事 古川 康君
理事 細田 博之君 理事 牧原 秀樹君
理事 宮内 秀樹君 理事 宮川 典子君
理事 務台 俊介君 理事 山田 美樹君
理事 山本 拓君 理事 和田 義明君
理事 緒方林太郎君 理事 岡田 克也君
理事 吉良 州司君 理事 黒岩 宇洋君
理事 後藤 祐一君 理事 階 猛君
理事 篠原 孝君 理事 田島 一成君
理事 馬淵 澄夫君 理事 升田世喜男君
理事 松田 直久君 理事 國重 徹君
理事 富田 茂之君 理事 吉田 宣弘君
理事 穀田 恵二君 理事 塩川 鉄也君
理事 浦野 靖人君 理事 椎木 保君

総務大臣 高市 早苗君
総務副大臣 原田 憲治君

総務大臣政務官 富樫 博之君
法務大臣政務官 井野 俊郎君
文部科学大臣政務官 樋口 尚也君
最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊君
兼最高裁判所事務総局行政局長 安田 充君
(総務省自治行政局長)
(総務省自治行政局長) 大泉 淳一君
(総務省自治行政局長) 會田 雅人君
(総務省統計局長) 武笠 圭志君
(総務省大臣官房審議官) 瀧本 寛君
(文部科学省大臣官房審議官) 荒川 敦君
(文部科学省大臣官房審議官) 佐藤 安紀君
(文部科学省生涯学習政策局生涯学習総括官)
(文部科学省生涯学習政策局生涯学習総括官)
衆議院調査局第二特別調査室長

委員の異動
五月三十一日

辞任

補欠選任

今枝宗一郎君 秋本 真利君
うへの賢一郎君 安藤 裕君
小松 裕君 藤原 崇君
白須賀貴樹君 宮川 典子君
古川 康君 加藤 寛治君
牧原 秀樹君 細田 博之君
宮内 秀樹君 鳩山 二郎君
和田 義明君 山田 美樹君
岡田 克也君 松田 直久君
黒岩 宇洋君 升田世喜男君
篠原 孝君 階 猛君

同日

辞任

補欠選任

田島 一成君 後藤 祐一君
馬淵 澄夫君 緒方林太郎君
富田 茂之君 吉田 宣弘君
秋本 真利君 今枝宗一郎君
安藤 裕君 うへの賢一郎君
加藤 寛治君 門 博文君
鳩山 二郎君 國場幸之助君
藤原 崇君 小松 裕君
細田 博之君 牧原 秀樹君
宮川 典子君 白須賀貴樹君
山田 美樹君 和田 義明君
緒方林太郎君 馬淵 澄夫君
後藤 祐一君 田島 一成君
階 猛君 篠原 孝君
升田世喜男君 黒岩 宇洋君
松田 直久君 岡田 克也君
吉田 宣弘君 富田 茂之君

同日

辞任

補欠選任

門 博文君 古川 康君
國場幸之助君 大野敬太郎君
同日 大野敬太郎君 宮内 秀樹君

五月三十日

政党助成金の廃止に関する請願(島山和也君紹介)(第一四五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○竹本委員長 これより会議を開きます。内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長安田充君、総務省自治行政局長選挙部長大泉淳一君、総務省統計局長會田雅人君、法務省大臣官房審議官武笠圭志君、文部科学省大臣官房審議官瀧本寛君、文部科学省生涯学習政策局生涯学習総括官佐藤安紀君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○竹本委員長 次にお諮りいたします。本日、最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長平田豊君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹本委員長 次に、お諮りいたします。

○竹本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細田博之君。

○細田(博)委員 ありがとうございます。このたび、○増十減、定数十減と、それから格差是正、一票の格差是正を基本とする改正案が、

具体的に去年の改正法に基づいて、区割りも含めて実現するという事で、質問をさせていただきます。と思います。

そもそも格差の問題は、御存じのように、憲法十四条におきまして、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」当初はこの条文は行政と司法だけを拘束するという説がありましたが、その後、今日は、立法者も拘束する、三権の全ても拘束するというのが定説になつていっているわけでございます。特に定数の不均衡問題は、参政権という民主主義の根幹を支える権利のまさに侵害であるということから、より厳しい判決が下つていっているわけでございます。

戦後初めての総選挙は、男女ともに参政権が与えられて初の選挙が昭和二十一年の四月十日に行われました。そのときは、現在は高市大臣初め女性代議士も多いわけでございますが、当初の選挙で三十九人の女性代議士が誕生した。それが初めての選挙で、女性にとって初の投票権、初の被選挙権が設定されたわけでございます。

ところが、当時の格差でいえば、ほとんど人口的には均等に近かつたわけでございますが、当時の昭和二十年の人口から戦後大変な急増が起こり、そして大都市部はさらに大きくなった、大集中をしたわけですね。

当時の総人口は七千万人強でございました。戦災とかいろいろなことがあり、疎開をしている人もいます。そういう状況でしたが、東京都の人口は三百四十八万人でした。今何人かというところ三百万人です。四倍近くなつていっているわけですね。ずっと一億二千万まで達して、都会化が進み、東京だけではなくて都市部に人口が集中した。

他方、新潟県などをとってみると、米どころです。戦後はたくさん人がおりました、農業に従事したり疎開をしたりして。その人口は二百三十九万人でした。先般の平成二十七年人口で何人

だつたかというところ、二百三十万人。昭和二十年より平成二十七年の方が八万人も減つていっているわけでございます。

そういう人口が変化をする中で、この選挙区格差の問題は、先輩たちがいろいろ苦労して、格差を是正するためにどういふことが行われてきたかというところ、中選挙区制の時代では、四百六十六人であつた戦後の定数、奄美復帰、沖縄復帰でふえた面もありますが、むしろ定数増でもって大都会部分は対応してきたわけでございます。そして、最大のときには五百二十二人の定数にまで来て、大体四十五人ふやしてきたわけでございます。しかしながら、それでなかなか追いつかずに、中選挙区格差は、当時判決が出ておりますが、六十三年の判決では、当日の人口で二・九二倍、これを合憲と判断したわけでございます。

それが、平成八年にかわりまして、五百人、しかし小選挙区が三百ということになつたわけですね。そうなる経緯は、自民党で金権政治批判、その他政治改革が起こりまして、小選挙区制度が望ましいということ、小選挙区比例代表並立制が導入されたわけでございます。

しかし、最初は、やはり激変緩和であると。例えば鳥根根の五区五人は、定数が二になつても大変であるということで、各県一割り振りというところが行われて、定数が三になりました。高知県なども同じでございます。その激変緩和の結果、参考まででございますが、平成六年の区割りでは二・一三七倍の格差でございました。そして三百選挙区。

ところが、その後、比例定数が減つたり、これは格差と関係ございませぬが、やはり修正を加えなければならぬ、違憲状態判決が出るというところまで対応して、平成十四年には二・〇六四倍、平成二十五年には一・九八八倍にしたわけ、国勢調査上二倍を初めて切つたわけでございます。

二倍を一倍にしろうという説はありますが、これは数学的に難しゅうございまして、例えば、鳥取

県というのは五十七万人しかいませんから、五十万人で一議席にすれば、全定数は二百十幾つになるんです。小選挙区の定数は。ところが、鳥取県の定数を二にすると、全定数はその倍の四百四十近くになる。つまり、実際の定数は三百弱ですから、その間でどうしても格差が生ずる。これはアメリカ合衆国下院においても同じでございます。小さな州、バーモント州と、カリフォルニア州やニューヨーク州の格差は一・八八倍になつているんですね。日本でもこれは、結果として東京と鳥取県の格差は、この都道府県別格差であるように、一・八倍台で今回もなつていっているわけでございます。

そして、今回の改正で画期的なことは、今後の五年間の国勢調査の推移も加味しよう。なぜなら、前回の判決で、一・九八八倍にしたにもかかわらず、東北、宮城県で二万人の宮城五区人口減があつた、被災地でございますからそういうことがあつた、しかし形式的には二・一倍強になつた。これも違憲状態であるという判決が出ました。私は賛成しかねるわけでございますけれども、それは、ベースとしては国勢調査で考えなきゃいけないじゃないか、そういうことでございます。

それはともかくとして、我々国会は、最初に申しました憲法の解釈から見ても、違憲状態であると言われること自体は国会の恥でもあるし、それから、全ての立法の根拠については格差を是正して、断固衆議院としては格差を是正して、最高裁判決の線に沿つていかなければならない。それでまさに前回も二倍未満を達成しているわけでございますが、それでも人口変化がその後あるんじゃないかということですので、今回は、人口異動推計を次の国勢調査に対しても行って、それも加味する、法律を昨年通して、それに基づいて区割り変更を行っている。

このような考え方の推移というのは、次々に、一歩ずつではありますが、進化してきて、そして、これで少なくとも今の違憲判決が指摘する問

題については、ようやく四回の改正を経て解決していく。しかし、もちろん小選挙区制度自体の問題もございませぬし、今後どういふ選挙制度がいかというのには各党によつても意見が違ひますから、我々としてはいろいろ検討を今後していかんきやならないと思ひます。

そこで、論点として、まず一つ、これは選挙部長で結構ですが、質問いたします。国勢調査人口、そして住民基本台帳人口とか有権者人口とか、いろいろ言われておりますが、日本では政府の公式統計というのは国勢調査ですから、やはり国勢調査に基づいて法のもの平等を議論するのは国政としては当然の判断ではないかと思ひます。

それから、有権者人口という議論もありますけれども、憲法の十四条の根拠というのは子供も含まれた権利であるということを考えれば国民人口であつて、有権者の数が、例えば地方の方が高齢者の割合が大きいとか、そういうもので格差を考へるべきではなくて、やはり子供を含めた国民の統計によるということの基本とすべきである。これは学説はほとんどそういうふうになつております。

この点は、選挙部長、総務省にお伺いするけれども、小選挙区の区割りについて国勢調査を用いることと理由を簡単に言つてください。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。今回の区割りにつきましては、昨年の衆議院選挙制度改革関連法に基づきまして、衆議院小選挙区の各都道府県の定数配分とそれから区割りの改定案の作成の基準として、最近の、直近の国勢調査の結果による日本国民人口を用いることとしておつてございませぬ。

この点、国勢調査でございますが、従来から、衆議院小選挙区の定数配分あるいは区割りの改定につきましては、国勢調査人口は人口の把握そのものを目的として統計法、法令に基づき国が全国一斉に行う実地調査による人口であり、確度が高いということ、それから、衆議院議員の定数配分

につきましては、大正十四年の衆議院議員選挙以来一貫して国勢調査人口を基準として行われてきていること、それから、国勢調査は五年に一度なわけですが、議員の定数配分についてはある程度の安定性を要することなどの理由により、国勢調査人口が従前からも使われてきておりと承知しております。

○細田(博)委員 国勢調査にはもう一つの問題がございます。それは、従来、各戸別に配付して各戸別に集めておりますから、日本に住む外国人の人口が含まれておるわけでございます。

しかし、これは投票権がないわけですから、本来は除外すべきである、投票権がない人を母数に加えて格差というのは全く無意味でありますからという指摘はかねてしておりましたが、調査のときに、一〇〇%日本国民であるか、そうでないかという判断をしていなかったものだから、ただ自由を書き込んでいいということだったものから、統計局にお願ひして、今回の数字を出す前提として、若干ずれましたけれども、日本国民の人口というのを正確に選挙区ごとに出すように依頼を数年前からして、それが実現しておるわけでございます。

例えば、全国で、外国人で日本で国勢調査に答えている者は、実に、もはや百七十五万人おりまして、有権者というか、人口の一・五%近くなっているわけですが、コンビニエへ行けばみんな外国人が働いているような時代になっておりますから、これは当然除外すべきである。

そこで、今回の区割りについては、当然、外国人人口を除いてそれを計算したと思ひますが、総務省、どのようにして行ったのか、質問をいたします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

これは、昨年五月に成立しました衆議院議員選挙制度改革関連法に基づきまして、総人口から日本国民人口を用いるということに改正されたことによるものでございますけれども、これは、国政選挙は主権者たる国民の代表を選ぶものであつ

て、日本国民のみが国政選挙の選挙権を有すること、それから、先ほど細田先生からありましたとおり、近年、外国人の人口が増加して、一票の格差に關しても非常に重要な要素となつていようといふようなことを踏まえて改正がされたものでございまして、今回の区割り改定法につきましても、この法律に従つて、日本国民人口を用いていようでございます。

○細田(博)委員 今度は、したがつて、日本人口が確定的に出た、それをもとにまた区割りをやっておりますから、東京一区のように非常に外国人人口の多いところは、見かけは非常に、二倍をかなり超えて、相当切らなくちゃいけないような状態でございますが、実質はそれほどではなかつた。もちろん切らなければあつたわけでございますが、そういうことですね。

そこで、私は、統計局にもお願ひをしまして、速報値から実際の値が、日本人口が出るまで今まで八月近くもかかつて、半年以上かかつておりましたから、最初に発表するときは格差何倍と大きく出て、実際の日本人口が出ると小さくなる、そういうことをやると誤解も生ずるので、最初から日本人人口を公表しろ、そのための調査をしっかり積み上げろということをお願いしてきてわけです。

統計局長、大分御検討を前向きにしていたらいいのですが、次の国調についてはどういう体制でございますか。

○會田政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一五年の平成二十七年国勢調査におきましては、調査実施から四月後に総人口と世帯数を速報値として公表しまして、一年後に総人口や、その内訳であります日本人人口などを確報値として公表いたしました。

衆議院議員選挙区改定案の作成に直近の国勢調査結果に基づく日本国民の人口を用いることとなつたことを受けまして、二〇二〇年の国勢調査におきましては、総人口から外国人人口を除きまして日本国民の人口を特別集計しまして、二〇一

五年のときよりも早期になります、最初の公表である速報の段階で公表することとしたしております。

○細田(博)委員 統計局もそのような体制を組んでいただいているということで、細かいことの上でございますが、もう無視できない数字でもありますし、外国人統計もいろいろ有用な使い道があるから、そのように措置するということは大変大事だと思つております。

そして、大事なことは、今回の法改正というのは、常に、次の国勢調査に対して、各選挙区ごと人口趨勢を見て、大都市部は多少ふえるだろう、地方部は相当人口が減る、一番小さな鳥取二区、鳥取一区がどのぐらいになるかということが格差の原点でございますから、それで、鳥取一区なり二区を定数一としたときに、東京が、一番大きいところの格差がどのぐらいになるかということとを推計しないと、油断をするとまた憲法違反状態になる、それは避けねばならないということで措置がされている。

条文上はそういうことでありますから、平成六年に、当時の細川内閣が、いわゆる七党、七会派の政治改革論で小選挙区比例代表並立制ができて、そのときからずっと存在する憲法問題がようやく基本的には解決する。その他の問題まで解決するわけじゃないけれども、肝心の、衆議院議員あるいは衆議院のあり方が憲法違反状態じゃないかと言われることはない状態になつていふ。

しかし、考えてみると、参議院が、これは参議院で今議論されていると思ひますが、鳥取県という五十七万人の県で一名出しますと、今度は、それで二倍未満にしようと思つと、東京都は十人選ばなきゃいけないということになる。

それで、この間の参議院の選挙は、合区問題ということで、鳥取と島根、高知と徳島は合区をした。しかし、このままほつておくと、二十の選挙区でこれから合区をしなければならぬといった大問題が発生するわけです。今までのものを含めて、例えば愛媛と香川とか、石川と福井とか、

和歌山とどこかとか、長崎とどこかとか、全部合区をしなければその二倍問題は解決しない。

これは、やはり憲法の改正、地方自治と法のもの平等も含めて、基本的に、せつかく憲法改正議論が行われるわけでございますから、こういったことは我々も検討しなきゃいけません。政党内も検討しなきゃいけませんし、それから最高裁の方も考えてもらわなきゃいけません。

形式論で、この間までの判決は、合区をしなさい、衆議院も参議院も変わりありません、二倍未満にしなさいと簡単に言つていますけれども、そうすると政治そのものの仕組みがやはり壊れてしまふということ、二十と言つていのはかつての民主党案で、参議院の選挙法改正のときには、二十の県を合区しろという提案がありました。

しかし、二つやってみると、地方は、今の党じゃありませんが、前の党で、民主党でそういう案がとりあえず出たわけでございますが、やはりよく考えていかなければならない。これは特に質問いたしません。我々国会の問題でございますから。

それから、もう一つの問題は、今回、安倍総理が、党首討論の結果、国会議員の数はとにかく定数削減するんだ、どうしようかと言われて、そうですねと言つた、まあいろいろな経緯があつて、定数削減を常にすべきだすべきだという議論が長い間行われてきた。

佐々木調査会では、日本は決して定数は多過ぎない、アメリカ合衆国下院は膨大な人口があるから例外とすれば、ヨーロッパその他の国から見ると国会議員の数は多過ぎない、しかし、そんなにやりたい人なら十減したらどうだといつて十減に今度なるわけ、具体的に県ごとに割り振りするわけですね。その結果として、定数が小選挙区の場合は六減するわけですね。

高市総務大臣の地元の奈良も、何か格差とは余り関係ないのに、アダムズ方式とやらという数式によつて、一減もやむを得ないでしょう、のみなさいと。奥野議員もおられますけれども、そうい

うことになっているわけですが、これから、法律で書いてありますから、見直し条項はありますが、そのとおりやると、さらに九増九減しなきゃいけないんですね。

今回でも、被災地の青森や岩手や、奈良や三重や熊本、鹿児島も。私は、本当は民主主義の原則からいうと気の毒だと思ってるわけですが、それがさらに宮城、福島、新潟、滋賀、和歌山、広島、山口、愛媛、長崎と九減しなくちゃいけない。

それは何のためにやるかという、東京が四増、神奈川二増、埼玉、千葉、愛知を増すためにやる。東京が大きいことは事実ですが、計算方式によるとそうなっちゃう。地方の国政に対する意見が、五人区が四人になり、四人区が三人になり、和歌山県は三人区が二人区になる。そういう内容が、今、法律的には決められて、みんなでわっしょいわっしょと去年決めたわけですが。

それで、総務大臣も被害者として伺いますけれども、何でも、何でもなってるんだらうか。決めたことだからしょうがないというのはいつものあれだけれども、決めたことならしょうがないのか。やはり民主主義の基本と憲法十四条の格差の議論というのはバランスがとられなきゃいけない。参議院もこれからそうですね、地方自治との関係と。

したがって、総務大臣に唯一の質問ですが、その辺の御感想を、実際に定数削減にこれからなる、もうこの法案が通れば一減を現にやらなきゃいけない、そういうお立場と総務大臣としてのお立場の葛藤があるかもしれません、ちょっとお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

地方の立場というのはもうちょっと大切にしないと。さっき言ったように、東京は人口が戦後これほど増加して、地方はどんどん減っている。それで、また地方の国会議員を減らして代表の意見を減らすということ自体について、思想的にちょっと私は受け入れたい点があるんですが、どうぞ。

○高市国務大臣 地方の小選挙区の定数が削減さ

れることを懸念する意見があるということについては、承知をいたしております。

総務省としては、やはり地方創生を進めて地方への人の流れをつくり出していくという取り組みも非常に重要だと考えております。

しかしながら、今回御審議を賜っております法律案でございますが、議員立法によつて平成二十八年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法においては、衆議院議員の定数削減や一票の格差を是正することが規定されており、この法律に基づいて作成し、御審議をお願いしているというものでございます。

各都道府県への小選挙区の定数配分の方法も含めまして、衆議院の選挙制度のあり方については、国会政治の根幹にかかわる重要な問題でございますので、これは各党各会派で御議論いただくべき事柄だと考えております。

○細田(博)委員 参議院の問題が大きき問題を含んでいて、先ほど申しました。単純に二倍未満とすることは、七十三議席しかない選挙区選挙においては難しい。だから、合区をやるかしないか。すると、都道府県の代表という性格が失われる。それでいいのかどうかということ、今、全国知事会は、むしろ反対である、何とか工夫してほしいということを行っているわけですね。

また、衆議院の場合も、今後の検討事項が入っておりますけれども、これで十減をして、定数もそこまで削減した。そして、それでもいい、あつと何十もやれと言ふ人はありますし、いつぞやのマニフェストで、本当は八十減らさなきゃいかぬと言つた党もあつた、今はない党でございますが。

しかし、余り減らすことばかり言っていることは、議会が逆に弱体化する原因にもなるので、法律上の見直し論も含めて、特に総務省は地方自治というものを所管しており、知事会、市長会その他からさまざまな要請が出ていますから、選挙部長、この点については何か考えがあるかど

うか、答弁を願います。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。非常に重たい質問でございますが、衆議院及び参議院の選挙制度のあり方につきましては、いずれも国会における審議や各党各会派における議論の積み重ねの中で現在のようになつております。小選挙区比例代表並立制が平成六年に成立しまして、そのとき、同じ年に、参議院の選挙区の定数は正が何増何減という方式を初めて採用したのもまた平成六年でございます。その後、たのむと議論がされているというところも承知はしております。

いずれにいたしましても、国会政治の根幹にかかわる重要な問題でありますので、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。

○細田(博)委員 今度の三年後の国調に基づくアダムズ方式による定数増減で、肝は、やはり最も格差の大きな東京都を四増することに結果的になると。人口統計によつて、計算値で変わってくるんですが、東京都の選挙区というのはいま二十五区あつて、実はきれいに分かれていたんですが、市区町村が。大田区を二つに分けざるを得ないから大田区と品川区、目黒区と世田谷区、練馬区と豊島区、北区と足立区、江戸川区と葛飾区、この五つだけが、人口が圧倒的に多いところですから、二つにまたがって一つの区にするということでおさまつている。港、千代田、新宿もそうです。

ところが、今回、格差ということに着目しただけでほとんどの市区町村が、例えば板橋区も切れる、それから杉並区も切れる、それから世田谷区なんかは三つに切れて、そして、渋谷区や新宿区は何かずたずたになつていろいろなところが入ってくる。そういう区割りを強いる。いわば特別区といえども一つの自治を形成しているわけですから、そういうことになって非常に形式的なことになる。これを四増すると、東京都の区割りは全てめちゃくちゃになりますよ。それはもう予想の範囲内なんだ。

それも含めて、私は、地方自治の実態から見て何がいいのかという観点で、もう一度、自治制度と投票制度、特に衆議院の制度をどう考えるかというところについてはよく検討してもらいたいと思えますが、選挙部長から答弁を願います。

○大泉政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、国会政治の根幹にかかわる重要な問題でございますので、まず各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。

○細田(博)委員 最後になりましたが、そういった、やってみるといふことでやってみるわけですが、それぞれ制度というものは、それぞれ問題点を包含しているわけですから、我々国会も実態に即して再検討をしていく必要もある。

小選挙区至上論者もおられますよ。その場合には、格差至上論者、そして、できるだけ都会をふやせと言ふ人もいるかもしれない。しかし、地方の人の権利もちゃんと保護しなきゃならない。そもそも党によつては、小選挙区制も、ざりざりやつても、これはよろしくない、定数も減らし、民意を代表する部分が小さくなり過ぎる、だから反対である。うなずいておられる党もありますけれども。

だんだん政党の数が大きくなつてくると、少数政党ほど不利になるような制度なんです、これは。時に政権交代が起こるといふ意味では当初の目的は達成しているけれども、少数政党にとつては明らかに不利な制度でございますから、それをどうするかということも含めて、やはり今後、選挙法というのはよく考えていくべき問題である、憲法だけではない、政治の実態、民意の反映という意味で考えるべきであると思えます。

以上、質問を終わります。

○藤原委員 自由民主党の衆議院の藤原であります。私の方からも、今回の公職選挙法の改正について質問をさせていただきたいと思っております。私としては、この一票の格差の問題、非常に難

しい問題があるんだろうと思っております。ただ、法律そのものではなくて、その前提となる最高裁の裁判のあり方、あるいは法務省の裁判の進め方、そういう点を中心にお聞きをしていきたいと思っております。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。今回、区割りの再編で市区町村の分割はどれくらい生じたか、改定前の数字とあわせて示していただきたい。そして、新たに分割される市区町村について、当該市区町村の首長や議会からどれくらい抗議があったか、そのことをお示しくください。

○藤原委員 ありがとうございます。今回の区割りの改定案では、分割市区町村の数が、従来八十八でございましたが、十七増加して百五となつておりました。この内訳でございますが、定数が減少する県におきましては、九の市と町の分割が解消された一方で、その他の都道府県においては、都市部を中心に二十六の市区が新たに分割されて十七増加するということとなっております。

また、市区町村からの、市の区域を分割しないように求める要望書、意見書などにつきまして、分割の可能性のあった市も含めまして、勧告の前後でございますが、全部で十四の団体から提出がございました。そのうち、今回の区割り改定案により新たに分割等をされた二十六のうちにおいては六市から要望書等の提出があったということでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。今回の区割りの改定でさらに分割がふえた、それについては、一部の市区町村からは、そういうことはしないでいただきたい、やはりそういう要望もあつたということでもあります。

ただ、この区割りをどうするかということは、やはり一票の格差をどう是正するかということが至上命題でありますので、二倍以内になければいけないと考えるとしても分割は避けられないということになります。

その点を翻つて見ますと、そもそも二倍以内というのが必ずしも正しいのか。最高裁の判決がある以上、正しいということになるんだと思うんですが、ただ、憲法の解釈として本当にそれが正しい解釈なのかという点が問題になるんだろうと思っております。

そういう意味で、最高裁にお聞きをします。一票の格差訴訟を例にとつてみますと、最高裁の二倍以内という判例の結果、実質的に、市区町村の分割が避けられない状況になっていきます。これについては、先ほどのとおり、各地域の首長さん方などからネガティブな意見も出されております。

一般論としてお尋ねをしますけれども、裁判所の判決に従つて国の政策が大きく動く、結果的にそれによってある面でマイナスの影響が出てしまった場合、そのことについて裁判所はどうお考えでしょうか。

○平田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。一般論としましては、判決の中には大きな社会的意義を持つものがあり、このような判決が社会にさまざまな影響を及ぼす可能性があるということとは認識しております。個々の裁判体におきましては、判決が社会に及ぼすさまざまな影響につきましては慎重に考慮した上で審理、判断するよう努めているものと考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。そういうのも含めてということですが、今回の区割り改定について、各県の知事に意見の聴取を総務省の方でしておると思ひます。何点か紹介をしたいと思います。

福島県であります。「関係町村の意見」。「一票の格差の点については、合区や区割り変更の考え方も理解できるが、国会議員が日本国のために活動するための多くのヒントは、日本全国各地の風土や文化などにも多く隠されていると考える。このような観点から、各地域に均等な選挙区配分と一票の格差にとらわれない選挙制度の確立を要望

する。」

別なところでは、「地方の声があります届かなくなることは明白である。近年消滅自治体が象徴的な言葉となつていますが、地方と大都市圏の格差は多方面にわたつており、選挙での一票の格差以上に地方は厳しい現実を晒されている。」

それから、また別の県です。「前回の区割り改定により佐世保市の一部が四区から三区に分断され、住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成二十六年の衆議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられました。」

このように、実際、県の知事さん方の意見の中でもマイナスの影響というのが指摘をされておる。そのことを踏まえての判決だというお話がありましたけれども、結果的にマイナスの影響が生じた場合、それについて裁判所が責任をとる、あるいは是正をするということ、現行の三権分立の中で想定されているのでしょうか。

○平田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。これもやはり一般論ということになりますけれども、確定しました判決の内容につきまして、裁判所が社会に生じた影響によりその結論を変更などするということは、現行の三権分立の中では想定されていないものと承知しております。

○藤原委員 二倍以内でなければならぬと判決を出したとして、それが間違いかどうかというのは、正解がある話ではないと思ひますので、一つの選択肢として二倍以内という判断をしたけれども、それによるメリットもあれば弊害もあるというふうになつた場合であっても、それを少なくとも簡単にには変えられない。変える方法というのは、恐らく判例変更というやり方しかないんだらうと思つておりますが、なかなか簡単ではないと思ひます。

引き続き、ちよつと裁判所のお聞きをします

けれども、一般論としてまたお尋ねをします。

裁判所の判決において、国会の裁量権行使の方向性に言及した上で、国会に対して、特定の行動をとることを合理的期間内に果たすべきである、そういうことを判決で述べること、これは司法府の立場として許されるのでしょうか、お聞きをします。

○平田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。裁判所が、具体的な事件を審理、判断する際に、必要な範囲で国会の裁量権行使に関して一定の言及をするということは、三権分立の制度のもとであり得るものと承知しております。

もつとも、どのような場合にどのような言及をするのがよいかということにつきましては、個々の裁判体の判断にわたる事項でありますため、事務局としてはお答えする立場にないものと存じております。

○藤原委員 私が念頭に置いているのは、ある最高裁の大法廷判決であります。そのうちの、ある裁判官の補足意見で、特定の方向性で国会は行動するべきである、そういうところまで言及する。

これは、私は筆が滑つておるんだと思うんですね。妥当かどうかという判断をすることは裁判所として許される。けれども、裁判所が、こういうふうにするべきである、そういうふうなことを言うというのには、私は誤りなんだろうと思つております。誰とかいつの判決ということはいませんけれども、やはりそれは問題なんだろうと思つております。

実際、ある新聞の中で、ある憲法学者さんの言葉で、「判決が投票価値の平等を実現する方法として、合区しか示していないのは違和感があります。論理的には、合区以外にも、人口の多い大都市部の定数を増やす方法もあるからです。」というように、判決は合区をしる、合区をしると、ほかにも立法府としてはいろいろな選択肢がある中で、なぜ合区だけを裁判所は言うのか、果たして

それがいいことなのかということをお私としては思  
います。

さはざりとして、裁判所というのは当事者の訴訟  
活動に基づいて判決をするということで、一方当  
事者である法務省さんにお話を移したいと思っ  
ております。

一票の格差訴訟に関する審理回数、これは第一  
審においては平均でどれくらいでしょうか。さら  
に、提訴から判決まで百日を超えている事例はど  
れくらいありますか。

○武笠政府参考人 お答え申し上げます。

一番近くに行われました平成二十八年七月十日  
の参議院議員の通常選挙について提起されました  
一票の格差をめぐる選挙無効訴訟は、全国で十九  
件ございます。

このうち、弁論終結までの口頭弁論期日の回数  
が一回のものが十八件、二回のものが一件でござ  
います。平均いたしますと約一・〇五回でござ  
います。また、これらの訴訟について、提訴から  
判決までに百日を超えているものは十件でござ  
います。

○藤原委員 ありがとうございます。

ほとんどが即日結審ということになります。こ  
れは、そういうわけではないんですけれども、法  
務省、国として本当に一票の格差の問題について  
必死で裁判に取り組んでいるのかということが問  
われるんだらうと思います。

一票の格差訴訟で、今の区割りが二倍以内であ  
るから最高裁判例に照らして問題がない、そうい  
う主張をすることは当然大事であります。単に  
二倍以内とか合理的期間内であるというだけで  
なくて、二倍を超える格差も許容される場合があ  
るのである、そういうような主張をするというこ  
とは意味があると思うんですね。

原告団の方は一倍にとにかく近づけるんだとい  
う主張をずっとしてきて、それによってだんだん  
だんだん、格差は三倍じゃだめ、二・五倍じゃだ  
め、二倍じゃなければいけないということまで下  
がってきたという経緯があります。

そうであれば、二倍を超えても許される場合も  
あるんだ、そういうことについて証人尋問等も含  
めて立証すべきと考えますが、法務省さん、いか  
がでしょうか。

○井野大臣政務官 藤原先生にお答えいたしま  
す。

以前にも先生から法務委員会等ではこの問題に  
ついては御質疑をいただいているところでござい  
まして、まず、認識でございますけれども、一票  
の格差訴訟においては、これまでの最高裁大法廷  
判決が示してきた判断枠組みに沿って我々とし  
ては主張、立証を行ってきたものというふうに考  
えております。

平成二十六年に施行されました衆議院議員選  
挙に係る一票の格差訴訟では、最高裁において、  
二倍を超える最大格差をもって投票価値の平等の  
要求に反する状態にある、そういった判断がされ  
ていることから、仮に最大格差が二倍を超えた場  
合、その合理性については十分な主張、立証をす  
る必要があるというふうに考えております。

先ほどの先生からの御指摘等も踏まえて、こ  
ういった国会での議論を踏まえた形での主張、立証  
を今後我々法務省としてもやっていかなければな  
らないというふうに思っているところでございま  
すので、ぜひ、これからもそういったさまざま  
な面で御指摘、御指導いただければというふう  
に思っております。

○藤原委員 ありがとうございます。

区割りが新しくなった改定案の面積の一覧が私  
の手にあるんですが、一番大きい選挙区は北海  
道の十二区、一万五千三百六十六平方キロとい  
うので、ちょっとよくわからないんですけども、  
少なくとも、東京の大きさ、東京都が二百平方  
キロということ、東京が七個分くらいというこ  
とになるんでしょうか。逆に、面積が最小の選挙  
区というのは東京十四区、二十七平方キロとい  
うことで、ちょっと何倍あるのかもわからないん  
ですが、果たして、一万五千平方キロと、その一方  
で二十七平方キロ、こういうようなことを、幾ら

二倍以内にするためだといっても、やはりそれは  
単純にどうかという問題はあると思うんです  
ね。やはりそういうところをしつかり裁判でも問  
題提起をしていただければと思います。

時間の都合上、七番は飛ばさせていただきます、  
一票の格差訴訟において、例えば、当事者になる  
合区の地域の知事さん、こういう方に裁判所に  
行ってもらうと、それがマイナスがあるとかプラ  
スがあるとか、そういうことをお話しすることは  
非常に意義があると思うんですが、その点につ  
いての法務省のお考えをお聞きしたいと思います。

○武笠政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十年以降に実施されました国政選挙に係  
るいわゆる一票の格差をめぐる訴訟におきまして  
証人尋問を実施した例は、これは原告、被告双方  
でございますけれども、実施した例はございま  
せん。

○藤原委員 実施した例がないということでは  
ないわけですよ、ずっと法廷で判決を書いている  
と。地方の実情に必ずしも明らかな方もいらっ  
しゃるかもしれないというときに、やはり、実際  
どうなんだと、そういう生の声を聞くというのは  
非常に大事なことだらうと思っております。

今回の、今係属中の一票の格差訴訟では、原告  
団は証人尋問の申請をしようとしておりま  
す。それは恐らく採用されなかったものでありま  
すけれども、前参議院議員の脇先生を証人尋問申  
請しているというふうな理解をしております。や  
はりそういうふうな、勝つためには何でもやら  
なきゃいけない。それは原告も被告もそうですよ。  
法務省が、裁判で負ければ国の政策も大きく変  
わってしまう、そういうことを考えれば、何とし  
ても勝つ、やはりそういうような腹を決めて裁判  
をやってほしいなというふうな思いがあります。

こういうふうな、国の行方を大きく左右する裁  
判、いろいろあります。こういうのは、重要な局  
面では、法務省の訟務局の、役所の方だけではな  
くて、特にこういう一票の格差訴訟なんて、議会

制民主主義の根幹にかかわると先ほどから言っ  
ています。それは、訟務局の役人の方だけではなく  
て、政務の方に出ていっていただいでしつかり  
やる。それこそこういう一票の格差訴訟みたいな裁  
判において非常に重要な意味があるんじゃない  
か。

今、最高裁の大法廷弁論もたしか訟務局長だと  
思っておりますが、本来であれば、法務大臣が  
行った方がいいでしょうし、政務官が行ったつ  
いででしょうし、やはり政治家が行って弁論をし  
て、重要な、もし和解があるようなときにも、役  
所の方だけではなくて政務が行く、これはインパ  
クトもあるし、やはり大事なことと思えますが、  
法務省の御見解をお聞きします。

○井野大臣政務官 先生御指摘のとおり、国の政  
策、施策を左右する重要な訴訟については、確  
かにふえていく、沖繩の裁判等を含めてふえてい  
るということは認識をしております。

こうした訴訟には、多角的に検討すべき重要な  
課題があるというふうな認識をしております。その  
ため、大臣、副大臣、政務官、こういった我々政  
務にも、これまで以上に、職員から適時適切な指  
揮ないし指導を求められる機会がふえてい  
ると思っております。

こういった訴訟に参加するかどうかは別にし  
て、こういった機会に、先生の御指摘等を踏ま  
えたい形で、我々政務としての知識経験を、より職員  
に対して指導しながら、適切な訴訟遂行に反映し  
ていければというふうな思っております。

○藤原委員 ありがとうございます。

やはり、しっかりとやっていただいでいる中  
でも、議員が行くということ、そのことの意味とい  
うのは大きいんだらうと思うんですね。どんな  
問題でも、うまくいかないとき、政務の方が行  
って問題の担当者としてしっかりと話をしてく、その  
こと自体に意味があるんだらうと思っております  
ので、ぜひ検討していただければと思っております。  
その次に、今度は、今回の法律に絡んだお話を

して幾つか聞いていきたいと思ひます。

時間の都合上、十番の最初の青森の件はちよつと飛ばさせていただきます、区割りについて幾つかお聞きをします。

まずは岩手県の区割り。

法務省さんと最高裁さんは、もう質問はありませんので、もしあれであれば御退席をいただければと思つております。

岩手県の場合は、岩手二区が非常に大きくなつて、人口の割合からしても、ちよつといびつな形になっていきます。こういう区割りになつたことは、しつかり総務省さんの方からこういう経緯でというの御説明をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

区割り審の事務局をやつておりましたという点から、審議について御説明を申し上げたいと思ひます。

岩手県でございますが、昨年の十二月に、区割り審議会の方において、区割りの改定案の作成方針というものを決定し、公表したところでございますが、定数減少案の改定案の作成の作業手順について、当該選挙区の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとするというふうに決めております。したがって、人口最少区は岩手県の場合三区でございますので、それを手がかりとして考えを始めたところでございます。

この考えていく過程で、例えば県の広域振興圏などを単位とすること、あるいは、一部の市町村などを現行の一区の方に編入してはどうかというような話も議論はされたのでございますが、人口のバランスなどを考えまして、最終的には、三区に属する市町村を二区及び四区にそれぞれ分割して編入するのが適当であらうということ、それから、一区、二区に分割されている盛岡市、合併した盛岡市の分割につきましては、一区として分割を解消することとして、さらに、地勢、交通その

他自然的社会的条件を総合的に考慮した結果、今回の区割りの改定案とされたものと承知しております。

この区割り案により新二区の区域が拡大になる点については、定数が一減になるということ踏まえまして、当該地域が東日本大震災の被災地であること、あるいは、経済圏等を考慮すれば沿岸部が一体にまとまつた方が合理的ではないかというふうなことでございます。それから、内陸部については、新幹線等をつながらるため、その点でまとまりがあるものというふうな考えから、改定案になつたものでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

ちなみに、岩手二区の面積は約九千六百平方キロメートルということ、都府県の中では一番大きい選挙区になつたということでありまして、それからもう一点は、ちよつと私の地元とは関係がないんですが、神奈川県のこの神奈川県の区割りは、知事意見とは異なつた形で市区町村の分割が行われております。知事意見を反映させなかつた理由はどういうことであるかということ、ちよつと時間の都合もあるので、簡潔にお願ひしたいと思ひます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

神奈川県の知事意見では、分割でなく、入れかえの改定案の提示がございました。しかしながら、審議会におきましては、人口規模の大きな市区を異動した場合、選挙区の安定性を損ない、多くの住民に影響を及ぼすことから、今回の区割りの改定案の作成方針において、入れかえによつては相当数の人口が異動することとなる場合には、入れかえではなく分割するというふうにされたところでございまして、異動人口が大きい入れかえ案は神奈川県においては採用されず、分割による改定が行われるというふうなことになつたわけでございます。

○藤原委員 二倍という命題を維持するためには、もうパズルのようにせざるを得ないわけなんですね。そこまでしてということ。一票の格差は

大事です、憲法十四条は大事です。だけれども、そういうこと、あるいは、それで区割りが変わる有権者の方々、そういう方々のことも踏まえて本当に憲法解釈をして判決をしているのかということと、なんだろうと思つております。そういうところは、ぜひ、なかなかここで個別の裁判でどうこうとは言えないので、個人的な話として、それくらいにしておきます。

それからもう一点。幾つかの県知事の意見には、区割りの具体案を決定する前に案を示して、利害関係市町村等から意見を聴取されたい、そういうふうなものもありましたが、これに対して今回のような対応をとつたかということ、これも簡潔にお願ひをしたいと思います。

○大泉政府参考人 区割り案の作成に当たりましては、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じているという意味から、都道府県知事に対して意見照会を行つて、その際に、関係市町村への意見照会をするなど、地域の実情を踏まえて意見を提出するようにお願ひしておるところでございます。

この提出された地方の声、知事意見につきまして、区割り審の中で審議し、検討し、改定案の作成方針等に照らしまして合理性があると認められるものにつきましては、区割りの改定案に反映されているというふうなことでございます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのように、仮に、新たな区割り案を最終決定する前に関係自治体に示して意見を聴取するという方法をとつた場合、全ての団体の意見が一致するような案を作成することは事実上極めて困難だと思ひます。団体間の意見の不一致などにより、改定案の審議や区割りの作業に支障を来すおそれがあるというふうなことを考えております関係で、そのようなことは行つていないわけでございます。

○藤原委員 十一番は飛ばして、最後に一問だけお聞きをしますが、今、お話を何度か聞いていますように、どうしても、調整をかけてしまうと、利害関係を集約するというのは不可能だということなんだろうと思つております。それだけのことを最高

裁の判決は強いているんだ、そういうことは現実として直視をしていただけて、それはやはりしつかり考えていただかなければいけないだろうと思つております。

単に理屈とか歴史的な経緯で二倍以内というだけであれば、何も外部経験は要らないわけですよ、裁判所の裁判官は。本だけ読んでいればいい。でも、そうではないわけですね。外部経験をしつかりと、ちよつとにらんでいるみたいなあれで怖いなと思つておられる方も、外部経験をしつかりと、やはりいろいろな意見がある、そこをしつかりとすることがありますし、法務省さんにも、それをしつかり裁判官に届ける、そういう点で頑張つていただきたいと思ひます。最後の質問になります。

この一票の格差訴訟、今のところ、合憲あるいは違憲状態ということで、違憲で無効という判決は出ておりません。しかし、幾つか反対意見の中では、無効である、そういうのも徐々に出ております。

もし違憲判決が出た場合、これはその判決内容次第ですけれども、緊急に対応する必要があると思ひますが、その点についての考え方をお聞きしたいと思つております。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

これまで、一票の格差訴訟において、最高裁で無効判決が出されたことはありません。

今後、具体の訴訟が提起された場合にどのような判決を出すかは司法において判断されることであり、仮定の話についてはお答えできかねるところであります。

その上で、一般論として申し上げますと、訴訟が提起された選挙区について選挙が無効とされた場合には、当該選挙区から選出された議員は将来に向かつて身分を失ふこととなります。

○藤原委員 ありがとうございます。

いろいろ難しい問題もあるんですが、ぜひ万全な対応をしていただくようお願いを申し上げます。

して、私の質問を終わります。ありがとうございます。また、

○竹本委員長 次に、山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党、東京一区選出の山田美樹でございます。

質問の機会をいただき、感謝申し上げます。もと、このたびの改正案を作成されました関係者の方々の多大なる御尽力に深く敬意を申し上げます。

まず冒頭に、先日亡くなりました与謝野馨先生の御生前の多大なる御功績に深く敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

与謝野先生が中選挙区時代から四十年近く御活躍された東京一区は、平成六年に現在の小選挙区比例代表並立制に移行して以来、同じ地域のまま変わらずに今日まで来ましたが、今回の改正案では、港区と新宿区の一部が隣接区に移行するとの案になっております。

この地域にとっては初めて経験する区割り変更ということになります。私が直接お会いした該当地域の方々の中には、ニュースでは聞いていたけれども、まさか自分の家が区割り変更の対象になったとは知らず、言葉を失ってしまう方も数多くいらっしゃいました。一般の方がみずからネット上で区割り変更の詳細を調べるといことはまれでしょうし、勧告を見ただけではよくわからないという声も多数ありました。実際には、選挙の告示後にポスター、掲示板を見て初めて気づくという方も多いのではないかと思います。

過去の区割り変更では、対象地域の有権者への周知はどのように行われてきたでしょうか。今回の改正では、百五市区町にも上る選挙区で区割りに変更があり、有権者に対してより一層丁寧な周知が必要です。

前回改正時に比べてスマホの普及率が格段に上がったことで、みずから積極的に情報入手できる有権者とITリテラシーの低い有権者との格差の問題もさらに深刻になりました。ネットを使わ

ない御高齢者の方々が政治に参加する権利が制約されないように、ネット以外での周知も拡充する必要があるかと思いますが、今回は具体的にどのような周知方法をとられるのでしょうか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

総務省としては、これまで改定時、何度かございましたけれども、各改定ごとに、同じではございませんけれども、新しい区割りの地図や制度改正チラシなどを作成し、総務省ホームページ及び総務省の広報誌などに掲載するなどして、周知啓発を行ってきたところでございます。

そのほか、関係の自治体においては、市民便り等の住民向けの広報誌などによる周知、あるいは町内会、自治会へのチラシの配布など、周知啓発に取り組んできたというふうに向っております。

むしろ、紙媒体というのがこれまでは多かったというふうなところだと思っております。今回においては、御指摘がございましたとおり、電子媒体などによりまして広報に力を入れていきたいと考えております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

単に周知が必要な範囲が広がるというだけではなくて、より幅広く、多様な方法で、過去の前例にとらわれずに、最大限の周知を行っていただきたいと思っております。

続きまして、同じ自治体で選挙区が分かれる、いわゆる分割区の問題について伺いたいと思います。

お手元の配付資料の一枚目から三枚目まで、それぞれ平成十三年、二十五年、二十九年の区割り勧告における分割市区町の一例でございます。

平成十三年勧告では分割区は十六市区であったのが、平成二十五年には平成の大合併で八十八市区町に拡大し、今回、過去最多の百五市区町に上っております。東京都内では、このような分割区が五区から十七市区にふえました。

区割り案の作成方針には、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする。」とありますが、例外であるはずの分

割区は、人口割合で見ますと、全国レベルで二二%、東京都では五七%、東京二十三区では七四%に上ります。全国では五人に一人、東京二十三区内では実に四人に三人が行政区と異なる選挙区で投票することになります。

行政サービスの多くは行政区に基づいて区割りとなされております。例えば保健医療圏ですが、東京都では、一次医療圏を区市町村単位に設定し、二次医療圏は複数の区市町村を単位とする十三の圏域に設定しておられます。また、東京消防庁の各消防方面本部も、基礎自治体に沿って編成をされているなどの例がございます。

行政サービスは、教育、福祉、治安、防災、都市計画など多岐にわたりますが、こうした行政サービスを提供する際の地域的単位で、行政区に基づかない区分けをしている例はありますでしょうか。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

一般的に、市区町村が提供する行政サービスにつきましても、市区町村の区域ごとにそれぞれ提供されているものと考えておりますが、条例で必要な地に支所や出張所を設けて事務を分掌させる例や、合併前の旧市町村の区域に事務を処理させるための合併特例区を設ける例があるものと承知をいたしております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

合併特例区などは別として、行政サービスのほぼ全てが行政区に基づいた地域的単位で実施されているということではないかと思っております。

だとしますと、衆議院議員の任期というのはおよそ二年半と言われておりますが、分割区の有権者の方々は、三百六十五日行政区に基づいた生活をしていて、約九百日に一日だけ訪れる衆議院選挙の投票日だけ、ふだんの生活とは異なる地域で投票することになるのかと思っております。

続いて、行政区よりもさらに住民にとって身近である町内会、自治会、さらに、そのまわりである町会連合会や出張所管内について伺いをいたします。

お配りした資料の四枚目は、今回、区割りの分割市区町の中でも、特に出張所管内をまたいで分割された市区町の一覧です。百五市区町のうち二十九市区町が該当いたします。

先般のこの委員会におきまして、竹本委員長の御質問に対する久保参考人の御答弁の中で、市区町村の分割に当たっては、市区町村が三つ以上の選挙区にまたがることを避け、適切な隣接選挙区を選ぶように努めたこと、そして、原則として投票区を手がかりとし、支所、出張所の状況、町内会、自治会などの地域的なつながり、道路や河川の状態など、それぞれの地域の状況を考慮して、必要最小限となるような案を作成したとの御答弁がありました。有権者にとって投票所が変わらないということをお優先にし、その結果、やむを得ず、支所、出張所、町内会、自治会が分割されるケースが生じたということかと思っております。

町内会、自治会は、法律には定めのない、法的には国や地方自治体とは無関係の自治組織ですけれども、現実には、地域の安全の確保ですとか、行政が町内会、自治会に期待している面も多く、町内会、自治会が行政機関への要望を行うという例もござります。

行政は、町内会、自治会をどのように位置づけているのでしょうか。特に、過疎地においては人口の減少から、都市部においては集合住宅の増加から、また高齢化の進展によって町内会、自治会の存続が極めて難しい状況にあります。国や地方自治体はどのような支援策を行っているのでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

自治会、町内会等は、住民に身近な存在として、住民相互の連絡や防災、防犯など、さまざまな地域的な共同活動を行っております。市町村は、地域のさまざまな課題にきめ細やかな対応を行うため、自治会、町内会等を重要なパートナーと位置づけ、連携協力しながら、地域の課題に対応していくことも行われているものと承知しております。



例えば、市町村におきましては、自治会、町内会等に対して委託や助成等を行い、公共的施設の運営、子供の見守り、防犯、防災、高齢者のサポートなどを実施している、こういう例も見られるところと承知しているところでございます。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。お話しいただきましたように、まさに行政のパートナーとして、地域のコミュニティにおいて大きな役割を果たしている町内会、自治会ですけれども、実は、今回のこの改正案の中で、港区内において、一つの町内会が二つの選挙区に分割されているという例が二つござります。

その一つである芝浦三・四丁目町会は、港区の芝浦地区、JRの山手線、京浜東北線の田町駅の海側で、古くからの町にタワーマンション群が立ち並ぶようになり、過去十五年で人口が三倍にふえた地域です。今後も人口増加が見込まれるため、新たに小学校が新設される予定とも伺っております。また、この地区の隣では、二〇二〇年の開業に向けてJR品川新駅が着工したところであり、今も再開発が続く地域です。

都心の町内会はとも、古くからの住民とそれからマンション住民の方々の共生が課題でございますけれども、まさにこの町会も、長年の御努力の結果、青パトや清掃、夏の芝浦まつりなど、マンション住民も含めた地域コミュニティを築き上げてこられました。

今回、町会が二つの選挙区にまたがることになり、大変困惑しているというお声を伺っております。また、もし仮に、三年後、四年後に区割りを見直すとしても、変化のスピードが速いために、四年後には町の状況が全く変わっているかもしれないという御懸念の声をいただいているところでございます。

このように、分割区は、有権者の立場からさまざまな問題を抱えていると同時に、分割区から選出される衆議院議員も多くの悩みを抱えることとなります。今回の改定では、東京七区が五つの行政区から成り、そのうち渋谷区を除く四つの行

政区は分割されて、ほかの選挙区にも含まれておりますし、また、東京二十一区も六つの行政区にまたがるという状況です。

国政への要望は、行政区によって異なり、それが対立することもあり、一人の国会議員に委ねるのは不可能な場合も考えられます。例えば首都圏空港の機能強化の問題では、発着枠の拡大に伴う飛行経路の変更については自治体によって利害が異なりまして、これは鉄道や道路についても同じことが言えるかと思っております。

行政区の分割に対しては、自治体の長からも見直しを求める声が上がっており、首都圏の知事とそれから政令指定都市の市長らが発表した意見書の中では、衆議院議員は地域の声を国政に届けるという住民の代表としての性格もあることから、自治体の一体性が損なわれた区割りは望ましくないのではないかと思っております。

また、さまざまな行政課題を国、都道府県、市区町村の縦のつながりの中で解決していく中で、現行の衆議院の選挙制度のもとでは衆議院議員と都道府県議会議員と市区町村議会議員のそれぞれの守備範囲の整合性がとれない選挙区が出てくるというところは、かねてから指摘をされておりました。

恐らく、戦後、日本の地方自治の仕組みができたときに、これほどまでに都市と地方の格差が広がってしまうということは想定できなかったのではないかと思います。衆議院議員に課された役割は何なのかということは今改めて考えさせられております。

憲法上は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定められており、平成二十三年の最高裁判決においても、衆議院について、「この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されている」とあります。

北は北海道から南は沖縄まで、どこから選出されていようと全国民の代表として国政のあらゆる

問題に取り組み義務がありますが、その一方で、衆議院議員には、選出された地元地域の事情をよく理解し、地域の発展に尽くす役割を果たすという側面もあります。現に、地域の声を国政に届けてほしいというさまざまな要望があり、また、地域と国のパイプ役であるということは紛れもない事実であります。

区割りの見直しによって行政区と選挙区の乖離が広がっていく中で、衆議院議員の地域代表的な性格をどのように捉えるべきか、御意見を伺いいたします。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。九都府市首脳会議が今月十六日に閣議決定をされました区割り改定法案について市区町村の分割への懸念を示した意見表明文を公表したことは、承知をいたしております。

区割り改定案を作成する際の区割り基準などを定めた区割り改定案の作成方針では、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする。」とする一方で、分割基準に該当する場合には分割するものとされておりま

す。なお、先ほど委員がお示しのように、衆議院及び参議院の両議院の議員について、日本国憲法第四十三条においては、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」とされておりまして、平成二十三年の最高裁判決において、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されている旨が判示されておると承知をいたしております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。まさにこの衆議院議員の地域代表としての位置づけをどう捉えるかという問題が都市部において特に深刻だと思っております。近い将来、ほぼ確実に今回以上の大幅な区割り見直しが予定されているからです。

今回の改定は、緊急是正的な措置として、各部

道府県の選挙区の数は変更されておりませんが、今回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく区割り改定では、アダムズ方式を適用すると東京都の小選挙区は四増する、四つふえると言われております。

東京の住民にとっては、今回分割区がふえて選挙区がわかりづらくなったという声もさることながら、五年後の改正でもう一度、今度はもっと大幅に選挙区が変更されることに対して不安を抱いている方が少なくありません。今回の新区割りの策定に当たっては、三十二年改正時に選挙区の数がふえることを見越した検討はなされているのでしょうか。

もちろん、区割り審はあくまで現状の人口に即して区割りを検討するわけで、将来の見込みの議論をすることは困難かとは思いますが、一方で、区割り改正の対象地域の有権者の方々からすれば、今回の区割り変更は暫定的なもので、次回はまだガラガラボンになってしまうのかという御心配の声も聞かれますし、次の選挙では応援する人が変わるけれども、その先また別の人を応援することになるのかといった御質問もいただきます。

対象地域の有権者の方々新しい区割りをどのように御納得いただくのかという問題は、一票の格差是正という制度改正の目的や方法論とは別の次元の問題として、説明を重ね、御理解をいただく努力を続けていかなければなりません。

今回の改正と次回の改正をあわせて、有権者の方々にどのように説明をしていくべきだとお考えでしょうか。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。昨年十二月二十二日に衆議院議員選挙区画定審議会において決定された区割り改定案の作成方針においては、お尋ねのような、平成三十二年国勢調査の結果に基づく定数配分の見直しに係る基準は設けられていないと承知をいたしております。五年後に再び区割りが変わることにつきましても、衆議院選挙制度改革関連法本則では、平成三十二年の国勢調査の結果に基づく区割り改定にお

いて、各都道府県への定数配分が変わることとなりましたが、同時に、同法附則では、次回の見直しまでの五年間を通じ、人口の格差が二倍未満となるよう求めておりました。今般の区割り改定案の作成に当たっては、平成二十七年国勢調査人口から推計した平成三十二年見込み人口においても格差が二倍未満になるよう区割り改定を行うこととされておると承知をいたしております。

したがって、今回の区割りの改定後、衆議院選挙制度改革関連法の原則に基づき、平成三十二年国勢調査の結果によりまして改めて区割りの改定が予定されておりますが、これは、同法において一定の格差是正を実現していくためのプロセスであると理解をしております。

いずれにせよ、人口動態に応じ、投票価値の平等を実現するための見直しは今後も続くことになると見込まれますが、この点については、あわせて説明を尽くしてまいりたいと思っております。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。この後、最後の質問となりますけれども、これまで、主に都市部である東京の立場から、一票の格差是正と地域性の問題について論じてまいりました。

特に、今後も人口がふえ続ける都心部では、住民の生活権を守ることが死活問題であり、過疎地とはまた別の意味で、選挙制度が地域のコミュニティに与える影響は少なくありません。一票の格差是正を追求していくと、過疎地の議席数が減って地方の声が国政に反映されにくくなるというふうに一般的には言われておりますけれども、現実には、地方だけではなく都市部においても、定数増によってさらに選挙区が細分化され、複雑化し、地域の声が分断されて国政に反映されにくくなるというのが実態であろうかと思っております。

私は、俺の一票の価値が低過ぎるという文句を言う人に一度も出会ったことがありません。東京にお住まいの方の中には、地方から上京してきた方や、父母の代、祖父父母の代に東京に出てきた方々も大勢いらっしゃいます。むしろ、地方が人

口減で定数減となり、地方の声がどんどん小さくなっていくことを心配する声がほとんどです。東京の議員の数をふやせという御意見は聞かれませんが、

一票の格差是正のために、先輩方の多大なる御尽力をいただいで、長年にわたって累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にならなっているかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないかと思います。投票価値の平等の実現と同時に、日本人が、この国の人口動態がたとえ将来どのように変わっても、どこに住んでいても、一人一人の声が確実に国に届くということも国民の権利であります。

地方行政と選挙制度を預かる総務大臣のお立場から、有権者の権利と法のものとの平等について御意見をいただければと思います。

○高市国務大臣 きょうは山田委員の御質問を通して、一票の格差是正というものを最優先に取り組んでいった場合に、地方だけではなくて都市部でも有権者の声が届きにくくなる、そういった問題があるということ伺いました。

しかしながら、一票の格差訴訟において最高裁から違憲状態と判示された、こういうことから、議員立法によって平成二十八年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法においては、衆議院議員の定数削減や一票の格差是正することが規定されてきて、その法律に基づいて今回法律案を提出させていただいております。

また、その衆議院選挙制度改革関連法におきましては、選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討事項を置くということが附則にございますので、議会政治の根幹にかかわる重要な問題を各党各会派で御議論をいただくことを期待申し上げます。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○竹本委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

きょうは、この倫理特で公明党を代表して質問させていただきます機会をいただきまして、大変にありがとうございます。

まず、今回のいわゆる区割り改定等法案につきまして、我が党の立場というものを申し述べた上で、質疑をさせていただきたいと思っております。今回のいわゆる区割り改定等法案というのは、以下のような経緯で提出されてきました。

昨年の通常国会におきまして、五月二十日に成立し、五月二十七日に公布された衆議院選挙制度改革関連法に基づきまして、衆議院議員選挙区画定審議会、いわゆる区画審が、平成二十七年簡易国勢調査に基づく区割り改定作業を行いました。審議を重ねられ、本年四月十九日に安倍内閣総理大臣に対して、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定案についての勧告を提出されました。政府は、その勧告に基づきまして、比例代表選出議員のブロック別の定数規定を合わせた本法律案、いわゆる区割り改定等法案を五月十六日に閣議決定の上、国会に提出されたわけでございます。

このように経緯を見ますと、昨年、自民党、公明党で提出し、可決、成立した衆議院選挙制度改革関連法に基づいて、第三者機関である、いわゆる区画審に区割りの改定作業をお任せした趣旨と経緯からして、私ども公明党としては、勧告を尊重し、その勧告に基づいた今回の区割り改定等法案には賛成でありまして、御審議の上、速やかに成立をさせなければならぬ、そのように考えているところでございます。

その上で、これからの政府の対応も含め、何点か御質問をさせていただきたいと思っております。まず、一票の格差の是正という観点で総務省の見解をお伺いしたいと思うんですが、平成二十一年八月三十日施行の第四十五回衆議院選挙、平成二十四年十二月十六日施行の第四十六回衆議院議員総選挙、平成二十六年十二月十四日施行の第四十七回衆議院議員総選挙という直近三回の衆議院議員総選挙に対する一票の格差訴訟に関して、

最高裁判所は違憲状態とする判決を出しております。ですから、一票の格差の是正をいかに図るかというのが選挙制度改革においても最大の焦点でございます。

本法案に基づきますと、平成二十七年簡易国勢調査の日本国民の人口で最大人口格差が現行で二・一七六倍なのが、さらに平成三十二年見込み人口での推計でも二・五五二倍となっているのが、今回の改定案で一・九五六倍、さらに平成三十二年見込み人口の推計で一・九九九倍になるわけでございます。

これは、先ほど冒頭で資料を提出された細田先生の資料にもわかりやすく今までの経緯を書いておられますけれども、さらに、人口最少選挙区との格差が二倍以上となる選挙区の数が、現行制度のままであれば、平成二十七年日本国民の人口で三十二選挙区、平成三十二年見込み人口に基づく七十選挙区となるのが、今回の改定案ではそれぞれゼロ選挙区となつて、格差二倍以上の選挙区は解消されるということになっております。

また、過去の改定時等の状況を比べても、最大格差が平成六年画定時の二・一三七倍、平成十三年改定時の二・〇六四倍、平成二十五年改定時の一・九九八倍を、今回の改定案ではさらに縮め、一・九五六倍と過去の改定時の中で一番小さい格差となつていくわけでございます。

このように、今回の改定案は、昨年成立、施行されました衆議院選挙制度改革関連法の附則第二条三項一号で規定されました二つの基準があります。一つは、「平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。またもう一つは、「平成三十二年見込み人口の二倍未満であることを基本とする」という基準を満たすものであると私どもは考えますけれども、総務省としてどう評価されているのか。

あわせて、仮に今回の区割り改定等法案に基づいて次回衆議院議員総選挙を行った場合、直近三回の総選挙で違憲状態と判決した司法のこれまでの判断に耐え得ると私どもは考えておりますけれども、

ども、総務省として考えておられるのかどうか、総務大臣の見解を伺いたいと思います。

○高市国務大臣 今、佐藤委員が御質疑の中で紹介をいただきました二つの基準でございませう。これは、衆議院選挙制度改革関連法の中で求められたものでございますが、この規定に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会において区割り改定案について議論が行われ、その結果、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口において最大格差が一・九五六倍に縮小されました。

この数値については、これまでの区割り改定時などの最大格差と比較して最も格差が縮小されており、最高裁判決の要求する一票の格差の是正に資するものであると考えております。

○佐藤(茂)委員 ありがとうございます。

それで、先ほどから議論になっておりますけれども、今回の区割り改定法によりまして、区割りが変更される選挙区の数が十九都道府県九十七選挙区となります。幸い私の選挙区というのはそういう対象にはならなかったんですが、九十七選挙区ですから、それぞれ当事者である各議員の先生方にとっても悲喜こもごもだと思っております。

具体的に言うと、特に分割される市区の数では、分割が解消される市町村の数が九市町で、新たに分割される市区の数が東京都を中心に二十六市区となり、差し引き十七市区の増となって、分割市区の数が、先ほどの細田先生の一覧表にもありますが、八十八から百五とふえるわけでございます。

これは、我々選ばれる議員の方にとっても大変な問題であると同時に、もっと何よりも心配なのは、有権者の混乱という点でしっかりとした対応をしなければいけないだろう、そのように考えます。具体的に言うと、目の前の道路を挟んで、道路の向こうは違う選挙区だという方がふえる可能性があるわけでありませう。

今回は、特に九十七選挙区と対象が非常に多い点を考慮しまして、影響と混乱を最小限に抑える

ために、やはり政府も今まで以上に区割りに対しての広報を重点的に行うなどの、自分の選挙区が有権者にとってどうなるのかという、有権者の立場に立ったわかりやすい十分な周知徹底を図っていただきたい、そのように思いますけれども、政府として具体的にどのような周知徹底の方策を考えておられるのか、伺いたいと思います。

○高市国務大臣 今回の区割り改定におきまして、佐藤委員が御指摘くださいましたように、選挙区定数が減少して、選挙区番号が変更となる団体、それから、新たに分割または分割の区域が変更となる団体がございますので、有権者の方々に混乱が生じないように、それぞれの見直し内容を丁寧に周知することが絶対に必要だと考えております。

この区割り改定法案を成立させていただきましては、直ちに、総務省ホームページや広報誌などを活用した広報活動、これはもう当然のことでございますが、まずそれらを進め、それから、関係都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に新区割り地図のデータですとかポスターを提供しまして、地元自治体の御協力を得て、広報誌、例えば市民便りなどでございませう、こういった自治体の広報への掲載、それから公共施設へのポスターの掲示などを通して、効果的に周知をしてまいります。

○佐藤(茂)委員 そこで、そういう広報活動をぜひ徹底的に、今まで以上に努力していただきたいと思っておりますが、一点やはり気になるのが、本法の附則第一条で、施行期日として、「公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。」というふうになっていまして、

確かに、過去の改定では法成立から施行まで一カ月余りでしたけれども、今回は、区割りが変更される選挙区の数が十九都道府県九十七選挙区と対象が多い点を考慮して、十分な周知期間が必要だ、私はそのように考えるんですが、この一カ月の周知期間は本当に十分だ、そのように考えておられるのか、総務省の見解を伺いたいと思いま

す。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

今回の区割りの改定法案につきましては、平成六年の区割りの改定法、あるいは十四年と二十五年の区割りの改定法におきましても、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行するといふふうにされてきたこと、また、画定審議会による勧告が四月十九日にございまして、その時点から各種報道などによりまして、変わるということ、施行までの周知期間一カ月以上になるというふうなことからも考えまして、施行期日は、区割りの施行の公布の日から起算して一カ月を経過した日という従来ののとりの定め方にしていくところでございます。

有権者に混乱が生じること等がないよう、区割りの見直しにつきまして十分な周知啓発を図ってまいります。

○佐藤(茂)委員 そこで、要望も含めた質問ですけれども、ですから、本法案は公布から一カ月後に施行となるんですけれども、施行されてからも、衆議院の解散・総選挙、これは総理の専断事項ですから、いつされるかわかりませんけれども、衆議院の解散・総選挙が実施されるまで、やはり有権者が自分の選挙区がどうなるのかわかるように、広報も含めたきめ細かい周知徹底をぜひ継続して政府の方でも行っていたらいい、有権者の混乱を最小限に抑えていただきたいと要望しておきたいと思っております。

○大泉政府参考人 法案の周知期間にかかわらず、その後におきましても、関係都道府県及び市区町村とも連携しながら、有権者の方々に対してきめ細かい周知を行っていくと考えております。

具体的には、最初に行いますホームページの内容、これをまた充実していったり、各種イベント、研修会、あるいは町内会などへの周知なども考えまして、あらゆる機会を通じて周知啓発を行っていくという努力を怠らないようにしてまい

りたいと考えております。

○佐藤(茂)委員 もう一つ、この法案に関連して要望も含めて申し上げたいのが、今回の区割り改定案で新たに分割される市区の数は二十六市区ありまして、総数が百五となるわけですね。市区町村が別々の選挙区に分割された自治体というのは、選挙事務の増加や人員の確保など、選挙を管理、執行する負担が増すことが懸念をされるわけでありませう。

例えば、選挙区が分割された自治体の選管というのは、期日前投票や開票所の設置、選挙公報の発行などを別々に行う必要が出てきたり、また、開票では職員の体制を二手に分けるなどの、自治体の負担がふえることも予想されるわけでありませう。

これは私が言っているだけではなくて、先日、竹本委員長が質問されたのに答えて、五月十日の本委員会でも区画審の久保信保会長代理も、勧告に基づく区割り改定法成立の暁には、政府におかれましては、各市区町村の選挙管理委員会が新区割りで選挙を円滑に管理、執行できるように、投票事務の工夫に努めていただきたいと切に希望しております。

分割される市区町村の選挙の円滑な管理、執行ができるように政府としてどのような施策を考えておられるのか、総務大臣に伺っておきたいと思

います。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。今回の法案が成立しますと、都道府県の議員定数が減少し、選挙区が変更となる団体や、新たに分割または分割の区域が変更となる団体が生ずることになります。

特に、分割市区においては、投票所などの増設や変更、増設した場合の事務従事者の確保、関係地域住民への適切な周知などの事務の発生が予想されるとともに、選挙公報の配布誤りなどがな

ては、執行経費基準法に基づき措置されるものであり、総務省としても、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の法案では、同一選挙区内で数市町村の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けるなど、柔軟な対応を可能とすることとしているところであり、管理、執行に関する関係団体からの相談にきめ細かく応じるなど、引き続き必要な支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○佐藤(茂)委員 分割される市区町村からもそういう懸念の声も具体的にながらってきておりますので、ぜひ、政府として柔軟な対応をお願いしたいと思うわけでございます。

きょうは、残り時間を使って、投票環境の向上方策について質問をさせていただきたいと思っております。

近年、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題だと考えております。投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、そのような制約についてはできるだけ解消、改善して、有権者一人一人に光を当てた、さらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであると考えています。

そういう観点から見ると、総務省が、平成二十六年年度から投票環境の向上方策に関する研究会を設置されて、昨年の通常国会、臨時国会で公職選挙法令の改正により制度化が図られて、投票環境の向上が進んでいることというのは、私どもも評価をいたしたいと思うわけであります。

ただ、その上で、我々も地域の現場で声を聞き、重要な課題だと認識しておりますのが、高齢者の投票機会の確保及び投票環境の向上というのが残っているわけでございます。高齢者の中には、歩行が困難のために投票に行くことができないという方や、同居家族等の支援がなくては投票所に行けない、投票に行きたくても行けないとい

う高齢者自身の声をよく耳にするわけでござい

ます。

現行制度で、例えば、高齢者の投票機会の確保について、投票所等へのアクセス支援が各地域の実情に合わせて取り組まれているという例もござい

ます。さらには、都道府県選管が指定する病院等

の施設に入院中の者については、当該施設内で不在者投票ができる制度が設けられているわけ

でございます。

きょう、さらにお聞きしたいのは、選挙人として重度の障害を持つ者に対して、自宅などの現在する場所において投票を可能とする郵便等による不在者投票、いわゆる郵便等投票が認められているわけでござい

ますが、この郵便等投票というものは、投票所に行きたくても行くことが困難な高齢者や障害者にとつて、投票の機会を確保する有効な手段の一つであるわけでござい

ます。この制度の歴史的経緯と現行制度の対象者について、総務省の説明をまず求めたいと思

います。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

郵便等による不在者投票は、疾病等のために歩行が著しく困難な者の投票機会を確保するというために設けられておりましたけれども、かつて不正が横行したということもござい

まして、昭和二十七年に一旦廃止されたという経緯を持っております。

その後、昭和四十九年に至りまして、身体障害者手帳における一定の重度障害者等に限定して再度創設されました。

さらに、介護保険導入後、平成十五年に議員立法により、投票所まで行くことができない者と判断される実態にある介護保険の要介護五の者につきまして対象に加える旨の改正がなされ

現在に至っているところでござい

ます。

○佐藤(茂)委員 それで、平成十五年の議員立法によりまして、今ありましたように、郵便等投票については要介護五となつて

いるわけでは、やはり、我々がそれぞれ各地で聞くのは、やはり、要介護五として

いる対象者の範囲については、現在在対象外となつて

いる要介護者でも、投票に行くことが現実的に困難な方も多くいら

っしゃると。さらには、対象が狭いのではない

か、対象を拡大してほしいという要望というものも多く聞

いております。

一つは、ちよつときょう御紹介したいのは、国際社会の郵便投票の動向というの

がどうなつてい

声を聞いておられるのと同じように、私の親も、昨年の参議院選挙のときに、選挙公報を隅から隅まで読んで、どうしても投票に行きたいという希望を示していたのですが、リハビリで要介護五だったのが三まで回復していましたが、やはり家の中は車椅子、ついで何とかよる歩い歩きができるぐらいの状況でございました。結局、投票権を行使するといって、車に乗せてもらって帰ってきたという経験がありました。

やはり高齢化が進んでおります中で、これまで若い方々の投票率を上げることが一生涯命取り組んでまいりましたが、多くの同じような状況の御高齢の方がいらっしゃるだろうと思っております。それで検討を指示したということでございます。

平成二十八年十二月から、投票環境の向上方策等に関する研究会で、福祉に関する実務経験者や専門家の方々にも新たに御参加をいたしまして、選挙の公正を保ちながら郵便等投票の制度が拡充できないかどうか、御議論をいただいております。

まだ結論は出ておりませんが、さまざまな御意見があるようでございますが、早期に報告としておまとめいただいて、その御意見を踏まえて、具体的な対応策を検討してまいります。

○佐藤(茂)委員 それで、この郵便等投票制度の活用状況について総務省からお聞きしたいんですけれども、極めて有効な手段の一つなんですけれども、高齢者や障害者の選挙人初め介護福祉関係者に十分に選挙制度が知られていないために、活用されていないのではないかと、そういう声もございいます。

総務省に伺います。

現在、郵便等投票の対象となる障害の程度等有している方は、それぞれ何人おられて、合計何人おられるのか。その上で、直近の国政選挙での郵便等投票証明書の交付状況の件数及び郵便等投票による投票実績の人数をそれぞれお示しいただきたいと思っております。

○大泉政府参考人 郵便等投票の対象者であります身体障害者及び戦傷病者は、平成二十七年の三月末時点で百六十四万七千三百五十九人でございます。要介護五の者につきましては、これはちよつと時点が違いますが、平成二十八年六月末時点でございまして、六十万六千二百五十七人でありまして、合わせますと二百二十五万三千六百十六人となります。

このうち、郵便等投票の前提となります郵便等投票証明書をあらかじめ発行を受けている者につきましては、平成二十六年の衆議院選挙では三万三千九百八十件、平成二十八年の参議院選挙では三万三千七百三十五件ということとなっております。

さらに、郵便等投票者数、郵便等で投票した人でございますが、選挙区選挙で、平成二十六年小選挙区選挙でございまして二万二千九百七十七人、平成二十八年の参議院選挙では二万三千八百七十七人というようになっております。

○佐藤(茂)委員 今、簡単に紹介していただきましたけれども、時点がちよつと後先あるので、ただ、合わせたときに二百二十五万人ぐらいの対象者がおられるのに、現実には郵便等投票証明書を発行していただいている方というのは三万四千人以下、そういう数字でありますし、また、現実にはそれを活用して投票に行かれた方というのは二万四千人以下という。要するに、何を言っているかという、二%以下なんです。

必ずしも、この郵便等投票を対象の方が活用されるかどうか。みずから相当困難を乗り越えて投票に行かれていた方も相当いらっしゃると思うんですけれども、しかし、こういう有効な手段があるにもかかわらず、なかなか活用されていないという点から考えると、制度の対象となる高齢者や障害者を初め、介護福祉関係者に十分にこの制度が知られていないということも要因の一つではないかと思っております。

ですから、私が考えるのは、やはりこういう方々の投票機会の確保が図られるように、もう一

度啓発、広報に努めていただくとともに、特に高齢者や障害者の御家族の方と介護福祉関係者に選挙制度のルールや仕組みもあわせてしっかりと周知を図っていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、具体的にどういう方策を考えておられるのか、総務省の見解を伺っておきたいと思っております。

○富樫大臣政務官 選挙制度は民主主義の根幹をなすものであり、選挙の公正を確保しつつ、選挙権を持つ全ての方々が投票できる環境を整えることが重要と認識しております。

総務省としては、国政選挙や統一地方選挙の都度、郵便等投票に当たっては、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要がある、早目の投票用紙の請求と投票を促すことなど、管理、執行に万全を期すよう各選挙管理委員会に対し要請をしております。

各選挙管理委員会では、市町村が作成する障害向け手引に制度内容を掲載し配布することや、制度改正の周知チラシを福祉関係部に設置するなどの取り組みが行われているものと承知をしております。

なお、総務省で開催している研究会において、選挙人本人のみならず、その家族やケアマネジャーなどの福祉関係者も対象とした周知啓発を欠かすことはできないところであり、選挙管理委員会が介護福祉部局や関係機関とも連携しながら積極的に取り組む必要があるとの議論がありました。これらの議論なども踏まえ、各選挙管理委員会との取り組み内容を紹介するなど、引き続き、対象となる選挙人やその関係者などに対する周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤(茂)委員 時間が参りました。冒頭申し上げましたように、今回の区割り改定等法案については、経緯と趣旨からいって、私も公明党、しっかりと審議した上で速やかに成立を図っていただくことを誓い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○竹本委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 民進党の後藤祐一でございます。今回の区割り改定後、平成二十七年ベースの人口で全国最大の人口数の選挙区となります、神奈川県十六区でございます。

冒頭にちよつと、この法案とは別の話なんです、総務大臣に伺いたいと思っております。

本日、新聞各紙に、国連人権理事会への特別報告者デビッド・ケイ氏による報告書案というものが報道されております。これによりまして、放送法四条違反が放送免許停止の理由になり得るといふ政府見解はメディアを規制するおどしと受けとめられるとした上で、放送法四条の撤廃を勧告するというような案になっているというふうになっております。

これに対しては、日本政府からの反論ですとか、こういったものもなされているというふうには伺いますが、まさにこの電波の停止に関して、高市大臣は以前、これは二十八年二月八日の衆議院予算委員会で、「その可能性が全くないとは言えません」という答弁をなされた大臣でもございまして、この報告書案についての総務大臣の御見解をいただければ幸いです。

○高市国務大臣 報告書案につきましては、外務省を通じてデビッド・ケイ氏に対してしっかりと、誤解に基づく記述にならないようにということとで説明もし、反論もしていると承知をいたしております。

民主党政権のときの答弁でも同じでございまして、けれども、放送法四条、放送法に違反した場合に電波法が適用される、電波停止と、私が停止するという言葉は使っていないんです、その運用停止ということ、この条文が適用されるということにつきましては、民主党政権時代の答弁でも同じでございます。行政の継続性の観点から、この法律の解釈ということについてお答えをしたま

でございます。

あくまでも日本の国内法でございますので、これに対して正確に御理解をいただくようにという働きかけをさせていただいたということでございます。

○後藤(祐)委員 停波の話はできるだけ触れないようお願いをさせていただいたというふうに思います。

それでは、この法案の話に参りたいと思っておりますが、まず、周知期間一カ月というふうになっております。

これは大臣に伺いたいと思いますが、この周知期間中に解散することはできるのでしょうか。この場合は、一票の格差是正の法案が、あとちょっと待てば是正が成立するのにも、周知期間中に解散した場合に、場合によっては間に合わない、今の体制でやるという可能性もあると思うんですけれども、憲法違反の疑いということも含めて、これについての御見解をいただきたいと思っております。

○高市国務大臣 内閣が衆議院の解散を決定するという事柄について、憲法上これを制約する規定はないと承知をいたしております。

○後藤(祐)委員 菅官房長官も、ふだん、解散について聞くと、解散権は総理の専断事項です、あるいは、解散権に縛られることはないという質問が多いんですが、この区割りの話が出た直後の記者会見では、解散できるんですかという質問に対して、そこまで私が答えることは難しいと、ちよつと言ひ方を変えているんですね。

やはり周知期間中の解散というのは幾ら何でも憲法違反の疑いがあると思うんですが、そこは全く変わらないですか、そうでない平時の場合と、この周知期間中と。全く変わらないという御理解ですか。

○高市国務大臣 先ほど来、周知期間が一カ月では不十分ではないかといった御趣旨の質問も出ておりますけれども、最高裁から、違憲状態である、違憲ではないけれども違憲状態であるという判断がされておりますので、それによって、議員

立法によつて衆議院選挙制度の改正関連法が昨年

成立を、そしてまた、それに従つて今回の区割り案を提出させていただいている。そして、周知期間一カ月というのが短いとも言われまされけれども、各種報道もなされている。そして、できるだけ早く違憲状態と言われることを解消したい、こういう思いがあつてのことでもございます。

そういう意味で、今回の法律案を提出させていただきました。

あくまでも、やはり最高裁の判示というものが一つの大きなきつかけであつたと思つております。そういう意味では、私どもは、日本国憲法を遵守し、そして日本国憲法に忠実に行政を執行していくという事を考えますと、日本国憲法第七條、これは、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に關する行為を行ふ。」という中で、衆議院を解散するというのがございまして、

ただ、衆議院を解散しないことを規定した条文はないわけでございますので、今の委員の御答えに対しては、解散を否定するという条文はないという先ほどの御答えと同じになります。

○後藤(祐)委員 これは最高裁判決を踏まえてでさ上がつている法案だということと、あと少し待てばという状況にあるということと、ぜひよく踏まえていただきたいと思います。

今、周知期間の話がございましたし、先ほど佐藤先生の質疑の中で、区割りの周知は絶対に必要という力強い御答弁も大臣からありましたけれども、それぞれの市町村が周知をするのはもちろんやっていたらいいと思つていますが、これに対する国、総務省の支援ということはどうなつてい

んでしょうか。

特に、衆議院選挙が例えば今年度行われた場合には、何らかのこの衆議院選挙に関する予算がそれぞれ地方公共団体に交付される中で、こういった周知といったもの予算繰りというものはいろいろなやり方があり得ると事務方からも伺つております。例えば、来年度衆議院選挙になつた場合には、今年度については、この周知のための予

算というものはとりたてて確保されておらず、本

来周知期間があるわけですから、この周知期間に各市町村には、県もあるのかもしれないけれども、周知活動をされるべきだと思つていただいても、この予算というのは、総務省から各地方公共団体には何らかの予算措置というのはなされないんで

しょうか。

○高市国務大臣 総務省としましては、今回の区割り改定に伴う周知啓発として、新区画割り地図のデータやポスターの作成などを行つて、関係の都道府県や市区町村の選挙管理委員会に提供する

ことにしておりますが、これに係る経費はもちろん国費において措置をいたします。

そのほか、関係自治体において、これまで、市民便りなどの住民向け広報誌による周知ですとか、また町内会、自治会へのチラシの配布などの周知啓発の取り組みを自主財源で実施していただ

いておりますが、これも地方交付税措置ということで地財措置をさせていただいております。

それから、今後のことでございますが、地方公共団体が衆議院議員総選挙のときに実施をされる臨時啓発の費用ということについては、総務省として予算措置を行う予定でございます。予算に計上されていないという分については、予備費の活用も含めて要求をさせていただきたいと思つて

す。

○後藤(祐)委員 ぜひ、周知期間に各地方公共団

体が行う周知活動については、何らかの応援を総務省としても差し上げていただきたいということ

を改めて御要望しておきたいと思つてい

続きます。今回の区割り法の中にもありますが、従来からそうなんです、別表の中で、具体的な選挙区、この住所が何区でありますよという膨大な別表がついていてございまして、これは非常にわかりにくいんですね。

例えば、私は神奈川県十六区というところでございますが、神奈川県十四区に含まれない相模原市南区、神奈川県十三区に含まれない座間市というよ

れない区域と。十六区は番号が後ろなものですから、その他というような書き方になってしまつて

いるんですが、これは大変わかりにくいんです。例えば、今回の改定で、私のところには座間市の相模が丘一丁目から六丁目というところだけが加わつてはいるんですが、十三区という私より番号

が若いところに座間市のその他全ての住所があつたと膨大に書いてあつて、私の十六区のところには十三区に含まれない区域と書いてあつて、これはこのことなんだかわからないんですね、これだけを見て。

これは、ぜひ総務省は、各市町村に確認すれば住所は確かなものがわかるわけですから、〇区に含まれない区域という書き方はやめて、全ての選挙区に住所をちゃんと書くべきだと思つて、全

うんですが、もう四月の段階から事務方ともお話をさせていただいておられますけれども、これは調べるが大変だ以外の理由がどうも見受けられない

んです。

わかりにくいということ自体が大変問題だと思つて、実際、政官要覧なんかはこのまま書いてあつて、自分の選挙区を調べようと思つてもわからないですよ。

これは、わかりやすさという点で、ぜひ、今回の法案が間に合うかどうかはともかく、次回そう

するかということも含めて、やるべきだと思つて

ますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 条文をできるだけ簡素化すると

いう観点からということのようでございますけれども、この現行の記載ルールというのは、法制的にも事務の合理性からしてもより簡素な規定とすることが適當であるということ、それから、この

ルールは平成六年の最初の区割り画定法から踏襲されてきているということ、それから、現行の規定方法で特段の支障は生じないということから、

合理性を有するものだと考えられております。御指摘の点につきましては、やはり有権者の方々がこの区割りの変更に伴つて混乱をされることのないように、きめ細かい周知啓発を行わなけ

ればならないと思います。

別表第一では、番号の小さい選挙区では支所や出張所の管轄区域または町字名を列挙して表記して、番号の大きい選挙区は第何区に属しない区域と表記するという形になっていきますけれども、今後、その別表第一で第何区に属しない区域と表記している区域についても、町字名などによって表記した上で、異動する区域をわかりやすく地図でお示しするという事も考えさせていただきます。

○後藤(祐)委員 最後の部分は、次回はやっていただけないという意味だと理解してよろしいんですか。

○高市国務大臣 有権者の方々への周知啓発活動の中で、そのようにさせていただきます。

○後藤(祐)委員 これはそんなに難しいことじゃないんですよ、大臣。簡素化といったって、条文をつくる時に市町村に確認すればいいだけの話なんです。これは実際わからないですよ。もう一つ言いますと、この別表表示の中で、公民館だとか支所管内だとか何とかセンターとかと書いてあるんですが、自分の住所を知らない有権者の方は少ないと思いますけれども、自分の住所がどの支所に入っているかとかセンターに入っているかという事は、例えば高校三年生の方なんかは結構知らない方は多いと思うんですよ。そうすると、自分の住所が一体どこの選挙区かわからないという方が発生している可能性はやはりあるんですよ。

ぜひ、先ほどの○○区に含まれない区域ということとを全部書き下すということ、今申し上げた住居表示、住所の表示でない支所管内とか公民館とかセンターといった記述はやめて、全ての住所を全ての選挙区について別表では書き記すというのを、ちょっと今回は間に合わないかもいれませんが、次回以降の改定においてはそれを御検討いただけないか。大臣、もう一度お願いできませんか。

○高市国務大臣 別表についての書きぶりという

よりは、むしろ、それに伴って有権者の皆様に対する周知啓発として、より親切な広報を心がけてまいりたいと思っております。

例えば、今でも投票券の中に、自分の選挙区、自分が有権者である選挙区の市町村名であったり、そしてまた投票所であったり、それを大変詳しく広報していただいている、そういう自治体もございまして、そういった好事例を横展開しながら、丁寧に有権者の方々に御理解いただくよう進めてまいりたいと思っております。

○後藤(祐)委員 政官要覧はそれじゃ変えられないんですよ。政官要覧はそのまま書いてありますから。やはりいろいろな媒体で、総務省のコントロールできないいろいろなところでこういったものというのを知りたいていいるわけですから、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

それと、もう一つ、今のに近い話なんです、私の選挙区に新しく加わった部分でもそうなんですけれども、市区町村の中に線を引くということは今ある程度起きているのはやむを得ないと思うんですが、その中の割り方として、何丁目という単位ならともかく、何丁目何番地から何番地までというのがあつと並んでいるようなのが、私の選挙区もそうですし、福岡二区とか、これは一体どこなんですかというものが発生しています。

これは従来からそうなんです、投票区単位で選挙区割りを決めているからそういうことが起きているわけなんです、自分の投票区なんて、そんなふだん意識してないと思うんですよ。投票区単位で選挙区の区割りの線を考えるというのは、これはどっちかという役所の都合で、有権者からすると、何丁目という単位でやっていただいた方がわかりやすいと思うんですね。実際、私、きょうの朝、地元で街頭活動をしてきたんですが、まさにその区割りが変わるところの駅でやってきたんですけれども、座間市相模が丘と相模原市南区の松が枝、相模原市相模原四丁目の方は今度十六区になります、あと、相模原一、二、三丁

目の方は番地によって選挙区が変わりますので、これを見て確認してくださいと言えないんですよ。

周知するという意味においても、これは非常に、皆さんの中でもそういうところがあるんじゃないかと思えますけれども、やはり、自治会ですとかそういうことも含めると、住所のせめて丁目単位で、人口もわかっているわけですから、今回はしようがないと思えますが、次回以降の区割りをつくる時に、丁目以下の番地のところで切るといふのは極力避けていただいて、何千何番地みたいな旧地番みなどところはこれはしょうがないと思えますけれども、せめて丁目表示になっているところについては投票区単位ではなくて丁目単位で検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大泉政府参考人 今回の区割りの改定案の作成のところについて、若干説明させていただきます。分制市区におきましては、まず、選挙の管理、執行がきちんとできて、さらに有権者への影響が少なくなるよう、市区町村が三以上の選挙区にまたがることを避けたというように、それから、分割した場合、どこを入れていくかという中で、支所、出張所の状況や町内会などの地域的なつながり、これは公式に決めたものではないんですけど、それらも、調査はしながらですけれども、住所とちよつと違ってくることはございます。

それらも調査して、さらに、投票区というのは選挙の告示事項でございますので、ある意味きちつと定まっています、選挙人名簿もその単位でありますので、管理執行上、あるいは、住民の方でもそういう方が便利だということもあるのかもしれないんですけど、そういう中で、一つの単位として、投票区単位というのは一つきつかけとしてやって、単位としているものがございます。また、このほかにも、先ほど申しました、町内会とかそちらの方がいいとかいうような話、ある

いは地物としての道路の方がいいとか、そういうものを調査しまして、それぞれ区割りの分割のときには作業や審議を行っているところがございます。

そういう意味では、きちつと住所だけにとりかかると、またそれぞれの地域でやはり違ってくる区割りをしているということでございます。

○後藤(祐)委員 全て住所でなきゃいけないと言つてもありませんし、あるいは、電車だとか線で切れているところを重視すべきだということもあるかもしれないんですが、そんなに地元の生活において重要なつながりではないと思えますよ。皆さん、いかがですか。せめて丁目単位の方が、まだ原則としてはこっちの方が人のつながりもあると思えますし、何とんでも周知するときはわかりやすいというのは圧倒的ですから、ぜひ、次のときには、投票区割りを前提とせずに、周知のしやすさ、有権者にとつてのわかりやすさ、そして地元での活動のつながりがあつ、こういったものも考えた場合に、原則として住居表示、丁目単位ということの基本とすることを改めて要望しておきたいと思えます。

続きまして、市区町村の中に線を引くということが多数発生しているわけですが、なぜこういったものがたくさん発生してしまったかということについての総括をしておくべきだと思います。これについては、今回、○増六減でありましたが、東京は物すごく大変な区割りになつちやつていっているわけですね。神奈川県も細かいところ、私のところも含めて線を引かれました。これは○増六減だったからなのではないでしょうか。つまり、アダプティブ方式で純粹に計算をして、二十七年人口、二十二年人口でもいいですが、やつた場合、七増十三減になったわけですね。七増十三減になっていけば、東京であれば三ふええたんですかね、神奈川県は二ふええたんですかね。それであれば、もうちよつと市区町村の中に線を引かない選挙区割りというのが実現可能性があつたと思うん

です。

つまり、今回の市区町村の中に線を引くということに対して多くの首長から厳しい声が上がっておりますけれども、これが起きてしまった原因をたどっていくと、アダムズ方式を純粹に適用せずに、七増十三減にせずに〇増六減にしたことが原因だ、それだけだとは言いませんが、それが一つ大きな原因になっているのではないかと私は総括したいと思いますが、これについての大臣の御見解をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 今回の区割り改定の根拠は、衆議院選挙制度改革関連法でございます。これは、〇増六減ということによるもので、昨年の通常国会において、各党各会派の御議論を経て、議員立法で成立したものでございます。ですから、政府としましては、この衆議院選挙制度改革関連法の規定によって衆議院選挙区画定審議会が取りまとめた改定案の勧告に基づいて、今回の区割り改定法案を提出いたしております。

市区の分割を伴う具体の区割り作業ということでは衆議院選挙区画定審議会において行うものでございますので、私の方からそれについてお答えをするというのは大変難しいということは御理解をいただきたいと存じます。

○後藤(祐)委員 ちょっと残念でございますが、東京が〇増だったから、それは大変ですよ。それが三つぐらいふえていけば随分違ったのは、それはもう常識的に考えて皆さん理解いただけると思うんですよ。

ですから、今後の改定においても、法律が変わらなければアダムズ方式に従ってやるんでしようから、これは市区町村の中に線を引くことを最小限化するという意味においても大切なことなんだということには御理解いただきたいと思います。

それと、今回、平成三十二年の見込み人口で二倍を超えるところについても全て調整をしております。ですが、その結果、今回徹修正で選挙区が変わり、今度、平成三十二年の国勢調査の結果、その二年後ぐらい、平成三十四年ぐらいに、アダ

ムズ方式で各県ごとの数が変わって大幅にまた変わるとうとうと、私のところなんか多分そうなるんですが、二回連続選挙区が変わるんですね、五年間。

選挙区というのは、ある程度の安定性というのが必要なんじゃないでしょうか。今回、平成三十二年見込み人口で、私の隣の神奈川県は二・〇〇二倍で五、六百人はみ出ちゃうがために選挙区を変えるんです。その結果、二回連続変えることになるんですね。これは、有権者にとつて、その〇〇二倍を直すべきだという方もいらっしゃるかもしれませんが、五年で二回変わるようなのはどうなのという有権者の方が私は多いと思うんです。実際、去年の法律でも、見込み人口のところについては二倍以内にすることを基本とすると書いてあって、義務じゃないんです。

今後の改定において、選挙区の安定性ということも、もちろん一票の格差が基本なんですけど、それを純粹にやっていくと毎回ころころ変えなきゃいけないようなことにならないように、少しはみ出しているようなところについては毎回変えるということがないような工夫をすべきだと考えます。大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 今回御審議いただいております法案につきましては、先ほど申し上げました衆議院選挙制度改革関連法に従って私どもは提案をしているわけでございます。

今回の区割り改定において、平成三十二年見込み人口の格差が二倍未満であることを基本とする旨というのが規定されております。

衆議院選挙区画定審議会においては、今回の区割り改定の目的は、次回の見直しまでの五年間を通じて格差を二倍未満とすることであるという認識のもとに、平成三十二年見込み人口の格差について二倍未満であることとする区割り改定案の作成方針を決定、公表されました。この作成方針に基づいて、審議会においては、平成三十二年見込み人口においても選挙区間の人口格差が二倍未満

となるように区割り改定案を作成し勧告されたこと承知しております。

ですから、御指摘のように、平成三十二年見込み人口については、五年後に定数がふえるというように都道府県は見直しをしないというふうにした場合には、すぐにこの選挙区間の人口格差が二倍を超えてしまうという可能性もあるということでございます。

○後藤(祐)委員 それはわかってはいるんですが、これから後、少しその選挙区の安定性という観点も考えていただきたいと思えます。

時間が来たので、最後に一問。  
地方議員選挙におけるピラについては、与野党の先生方の御努力の中で、町村議を除いて可能にしようという方向で今議論がまとまりつつあるというふうに向つておりますが、これは大変すばらしいことだと思います。

これを認めることについての大臣の御見解と、そのままとつた後の話ですが、その先の将来において町村議についてもこういったものを認めていくということも含めて、また、これは公費負担にするかどうかという議論ももちろんあるんですけども、このあたりについての大臣の御見解を最後に伺つて、終わりにしたいと思います。

○高市国務大臣 まず、公費負担についてお話がありました。選挙運動用ポスターの作成などいわゆる新公営制度におきましては、供託金没収者については公費負担の対象から除外するという仕組みがとられております。

町村議会の議員の選挙運動用ピラを解禁するというふうにした場合に、その作成費などについて任意的選挙公営制度の対象とするかどうかということについては、町村議会の議員の選挙については供託金制度が導入されていませんで、他の新公営制度との関係はどう考えるかということを検討すべきであらうと思えます。

供託金制度の導入ですとか任意的選挙公営制度の対象とするかどうかということについては、これはもう選挙制度のあり方にかかわる問題でございます。

いますので、各党各会派で御議論をいただくべき事柄と考えております。今、国会において各党各会派で大変御努力をいただいているということ、敬意を表しております。

○後藤(祐)委員 終わります。ありがとうございます。

○竹本委員長 次に、階猛君。  
本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど藤原議員も、同じ岩手の出身ということ、岩手二区の選挙区、ちょっと広過ぎやしなにかという問題意識で質問されてました。私も、冒頭で、まず岩手県の新たな区割りがこのように決まった理由をお尋ねしたいと思つておるんです。

お手元の資料一枚目をごらんになっていただきたいんですが、広いと言われる岩手二区、本州で一番広いんですが、面積でいうと、都道府県でいいますと、青森県とほぼ同じです。一口で青森県と同じと言いますけれども、青森県自体、四十七都道府県のうち八番目の広さです。すなわち、ほとんどの府県、これは青森よりも狭く、そして岩手二区よりも狭い、こういうことになるわけです。つまり、岩手二区の候補者は、参議院選挙の候補者と同じくらいの活動範囲で選挙運動をしなくてはいけないということでもあります。

余りに広過ぎるんだけれども、なぜそうなったのかということについて、藤原さんもさつき質問してました。その答弁、ちょっと私は納得し兼ねるものであります。二つぐらい理由があったと思えます。

一つは、復興を進める上で沿岸は全部一体とした方がいいということでしたけれども、新聞等でも取り上げられていましたけれども、地元の陸前高田の戸羽市長さんなどは、かえって、議員が少なくなることを復旧がおくれるのではないかと、かといふことを危惧されてました。また、もう一つの理由として、沿岸は一体と



し、内陸は新幹線が通っていないから一体としていいんだという話をいたしましたけれども、沿岸が一体となる理由、内陸が一体となる理由については説明がありましたけれども、なぜ内陸部と沿岸部、全部ひっくるめて一体となるのか、このことについて合理的な説明はなかったと思います。

ちなみに、今回、岩手二区に編入されることになりました旧岩手三区の代議士で、私の仲間である黄川田先生という方がいらっしゃいます。黄川田先生の事務所は陸前高田市、岩手県の沿岸の一番南にあるわけです。仮に、二戸市に住む有権者の方々、二戸市というのは内陸の一番北です、ここは新幹線の駅もあるところですが、ここから陸前高田市まで行くとなると、車や公共交通機関を使っても、優に三時間は超えるということであり、二戸市から新幹線で東京まで行くよりも時間がかかる。ですから、二戸市の人には、お金があるなら新幹線を使って議員会館に来た方が黄川田先生に早く会える、こういう状況になるわけです。

こういったことも踏まえると、やはり今回の区割りというのは余りに広過ぎるのではないかと有権者にとっても候補者にとっても酷なものではないかと思うんですが、まず、区割りがこのようになった理由について、先ほどの説明は納得できないので、もうちょっと合理的で説得的な説明を参事人からお願いします。

○大泉政府参考人 衆議院選挙区画定審議会におきましては、区割りの改定案を作成するに当たりまして、昨年十二月に区割りの改定案の作成方針というものを決定、公表しまして、その作成方針の3の(2)というところがございますが、定数減少の改定案の作成の作業手順というものを定めまして、これでは、「当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。」と決めております。

これを岩手県に当てはめた場合、人口最少であ

る三区が手がかかりとなりまして、これを分割して隣接の選挙区につけるのか、あるいは、三区と隣接の選挙区を合わせる形でさらに全体を異動していくのかというような検討になってまいります。これは原則でございます。ただ、そういう検討の中で、人口最少の三区につきましては、分割して隣接の選挙区につけていくのが適当であるというふうな画定案では決めたということでございます。

その過程においては、例えば、県の広域振興圏などの単位としてはどうか、あるいは、一部の市町村を現行の一区に編入することによって、そうしますと二区の広さも変わるんでしようけれども、そういうような議論も行われました。

ただ、一緒に一区につける団体、東側ですと飛び地になるのではとどつけれないかというようなことなどから、盛岡市周辺の幾つかの団体について、これを一区にできないかというような検討を行いましたけれども、これは人口のバランスなどから申しましてなかなか難しい。それよりは、現行の一区につきましては、盛岡市の合併による分割を解消することとしまして、あとは、地勢、交通その他の状況によりまして総合的に考慮した結果、今回のように広い二区というふうになっているところがございます。

この点については、繰り返しになりますが、定数が一減となることを踏まえまして、当該地域が東日本大震災の被災地であることや、経済圏等を考慮すれば沿岸部が一体にまとまった方が合理的であるというふうな考えられたこと、また、内陸部では、まとまりとしては新幹線等が通っていないというふうなことで、地域的にもこれがいいのではないかとというふうな議論され、決定されたものと承知しております。

○階委員 先ほどの答弁の繰り返しで、全く得られるものはないんですけれども、

ちよつと選挙区の形状を見ていただきたいんですが、よく、党派的に有利になるような選挙区の区割りをすることをゲリマンダーと呼びますよ

ね。このゲリマンダーの由来となった選挙区割り、二ページ目にあります。この怪獣みたいな動物、サラマンダーというんだそうですけれども、サラマンダーに似ているということで、区割りを考えた人がゲリーさんという方だったということ、両方合わせてゲリマンダーと呼ぶようになったというのですが、やや、顔の向きとか、あるいは首の大きさは違いますが、今回の区割りの形状、岩手二区の形状がこのゲリマンダーに似たような形になる。

別に党派性にどうこうと言うつもりはないんですけれども、かなりいびつな形状で、先ほど言ったように、選挙区の端から端に行くのには大変な時間もかかります。また、交通も不便な地域でありまして、こうした異常な形状になっていることについて、総務大臣、政治家としてどう思われますか。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたけれども、今回、選挙区画定審議会によって、投票価値の平等の要請を達成するということを踏まえて、広大な選挙区を設けることもやむを得ないと判断されたと考えております。

過去、物すごく昔の議事録でございますが、自民党が野党だったころですか、石井自治大臣のところに同じ党に所属する議員の方が、ちよつとこのころも選挙区が、区割りが変わるというふうなことで、相談に行かれたんじゃないかというふうなことを自民党の野中広務先生が追及されていたような議事録を見た記憶がございましたので、私自身も、例えば国会議員の方々からそういう相談の申し込みがあったような場合には絶対に受けない、会わないし話も聞かないということを徹底してまいりました。

一切政治家の恣意的なものが入り込む余地のない中で、選挙区画定審議会の方々が、会長の談話にもありますように、難しい要請の中で最善のものと思われるものを提案したということでございますので、内閣としてはこれを尊重せざるを得ないものだと考えております。

○階委員 大臣が党派性は考えずにやっただという点は了としますけれども、ただ、その形が余りにも異常な形で、面積的にも広過ぎる。これでは、なかなか有権者にとっては候補者とのアクセスもままならないということになると思います。

ちなみに、資料の三ページ目、四ページ目、新たな小選挙区、二百八十九あるわけですから、これも、これを面積順に上から並べたものであります。

先ほど来お話ししておりますとおり、岩手二区は本州では最大の面積を有する小選挙区、これは従来からそうだったわけでございますが、九千六百五十二・六九平方キロメートル。これと同じ面積に達するために、面積の小さい方から幾つ並べると、合計するとこれと同じ面積になるんだらうかということ、計算してみました。何と、百八十六番、宮城二区、ここから下を全部足すと、ようやく岩手二区と同じぐらいの面積になる。百四小選挙区あります。この全体の面積と岩手二区がほぼイコールなわけです。

これで同じ選挙運動をせよというのなかなか酷なわけでありまして、面積が広大な小選挙区候補者の選挙運動への制度的な配慮というものも必要ではないかと思うんですが、この点について政府の見解をお伺いいたします。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

衆議院小選挙区選出の議員の選挙においては、公職の候補者などが設置できる選挙運動用事務所の数は各選挙区につきまして原則一カ所とされておるところでございますが、一定以上の面積などの要件を満たす選挙区については設置できる選挙運動用事務所の数をふやすことができることとされておりました。また、こうした要件を満たす選挙区については選挙運動費用の上限が増額されることとされておるところでございます。

○階委員 増額といっても、済みません、どれぐらいの割合というのか、率で増額されるんでしょうか。細かいことなので政府参考人でも結構です。

○大泉政府参考人 公職選挙法施行令の別表第五

というところに書いてございまして、これは改定前の岩手第二区についてもそうなのでございませうけれども、法定選挙運動費用は二百三十万円というふうになっております。

○階委員 ですから、そこ狭いところとの差はどれくらいあるのかということですが、どれくらいプラスされているのかというのを知りたいんです。

○大泉政府参考人 先ほどはちょっと失礼しました。先ほど申しました二百三十万円というのは法定選挙費用の固定額でございまして、通常の選挙区でございまして千九百十万円であるところが、岩手二区などにつきましては二百三十万円にふえて、このほか人数割額というものが加えられるというふうになっております。

○階委員 聞くと二百万円ぐらいなんですけれども、とてもそれでは十分な活動というのはいんじやないかと思っております。つまり、うんと広い選挙区では、制度的な配慮があるといつても、やはり人脈や資力が乏しい候補者、あるいは知名度の乏しい新人、こういった方にとっては大変厳しいと思えます。

最高裁も、昭和四十三年十二月四日の判決の中で、「公職選挙における立候補の自由は、憲法一五条一項の趣旨に照らし、基本的人權の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」というふうに判示しております。

立候補の自由ないし権利を実質的に保障するという観点から、選挙区割りにおいては面積をもっと重視するべきではないかと思いますが、政府の見解をお尋ねします。

○原田副大臣 お答えをいたします。今回の区割り改定の根拠となった衆議院選挙制度改革関連法におきましては、各選挙区の人口に関して、次回の見直しまでの五年間を通じて人口格差が二倍未満となるよう、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口に加え、平成三十二年見込み人口においても格差を二倍未満とすることが求められていたと承知をいたしております。

衆議院選挙区画定審議会においては、それぞれの都道府県における状況を踏まえ、投票価値の平等の要請を達成するため、広大な選挙区を設けることもやむを得ないと判断されたものと考えております。

なお、公職選挙法上、選挙運動における選挙事務所の数については、選挙区の面積が一定程度大きい場合などには、先ほど申し上げましたように、特例を設けることといたしております。

○階委員 立候補の権利ないし自由との関係で、選挙区が余りに広過ぎるのは、資金のない人、知名度のない人にとって実質的にその権利を制限するものであり、問題ではないかということも申し上げました。

もう一つ、選挙区が広過ぎることによって問題となるのは、選挙区を候補者がくまなく回るといふのは当然ながら困難でありますし、有権者の側もその事務所に行くのは困難になります。先ほど黄川田さんの例も挙げさせていただきましたけれども、

そういったことから、有権者の側から見た場合の平等権の適切な行使のためには、一票の価値はいけなのではないかと思っております。

そういった観点からも、選挙区割りにおいて面積をもっと重視するべきではないかというふうに考えますが、総務大臣に御見解をお尋ねします。

○高市国務大臣 今回の法律案を提出させていただいているその経緯については、先ほど原田副大臣から答弁がありましたので、その部分は省略させていただきますが、御承知のような経緯で提案しているものでございます。

選挙区の面積が広いという場合の立候補者の御苦勞ですとか、また有権者の方がなかなか候補者に会えないといった点については理解はできますけれども、今回は、一票の格差を是正するということ、つまり投票の価値の平等の要請を達成するために、広大な選挙区を設けることもやむを得ない

という判断を画定審議会においてされたものでございしますので、これは、政府の立場としましては、やむを得ないと判断される場合もあると申し上げるしかございません。

○階委員 確かに、現行法上は、五ページ目にありますけれども、これは昨年改正された法律の抜粋ですけれども、選挙区画定審議会設置法の抜粋です。

第三條を見ただけですと、後段の方に、「除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」ということなんですが、二以上とならないということが明確に定められている。だから、ここで投票価値の平等というのが厳格に追求されるようなたてつけになっておりました、改正前は、下の方にありますけれども、「二以上とならないようにすることを基本とし」ということで、多少のゆとりというかアローアンスがあったわけなんです。

私は、今の法律のたてつけで本場に地方は成り立つのだろうかという問題意識を持っておりまして、と申しますのも、総務省も、設置法で、三條ですか、任務が書かれております。その中に、「民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成」というふうに掲げられております。

ところが、今の状況を言いますと、残念ながら、自然減、社会減で地方の人口減少がどんどん進んで、都市部との格差が広がっています。都市部と地方部で一票の格差が拡大していく状況に歯どめがかからない、今後ますます加速していくような状況であります。

今の法律のたてつけでは、地方の議席は、一票の格差は正のためにどんどん減らざるを得ない。議席が減るとともに、一選挙区当たりの面積はどんどん拡大していかざるを得ない。

こういったことになりましたと、先ほど来申し上げているとおり、地方に住む有権者が議員にあらは候補者にアクセスすることは困難となつて、

その声が伝えにくくなります。声が仮に届いたとしても、議席配分が地方では少なくなってしまうために、多数決原理の国会審議のもとではなかなか国政にその声が反映されにくい。こういうダブルでの地方の声が反映されにくい状況がどんどん強まってくると思えます。

結果的に、よく、シルバー民主主義という言葉があります、人口が多くて投票率が高い高齢者の意見が国政に反映されやすくて若い人の意見が反映されにくいのをシルバー民主主義というふうに言いますけれども、シルバー民主主義と同時に、これからの国政は、都市部の声が地方の声を凌駕するシルバー民主主義、こういう状況も危惧せざるを得なくなるのではないかと、こういう問題意識を持っています。

総務省の任務、先ほど申し上げました、「民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成」ということも改めて踏まえていただいで、現在の法律の規定を金科玉条、未来永劫のこととするのではなくて、小選挙区の面積の格差が過度に広がらないような規定ぶりの見直しについても、総務大臣としてこれから検討していくべきではないかと思いますが、大臣の見解をお願いします。

○高市国務大臣 そもそも、今般の見直し案の提示に至りましたのは、累次の最高裁判決ですとか衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえて、昨年議員立法で成立した衆議院選挙制度改革関連法によって、選挙区間の格差を厳格に二倍未満とするよう改正がされたということでございます。

投票価値の平等の観点を考えますと、一票の格差に優先して面積の要素というものを考慮に入れるということは、これまでの最高裁の判決などに照らすとなかなか困難ではないかと考えております。

総務省の責務といたしましては、ローカル一プロジェクトですとかふるさとテレワークですとか、それからまた地域おこし協力隊ですとか、少

す。

しても都市部から地方への人の流れをつくっていく、その取り組みを先生方の御指導も得ながらしっかりと進めていくとところでございます。憲法上、国民の皆様には自分が住む場所を決める権利がございますので、無理やり移動していただくことはできませんけれども、地域の魅力を高めるためにしっかりと取り組みをしてまいりたいと存じます。

○階委員 最高裁の判決を引き合いに出されましたが、最近の、平成二十七年十一月二十五日の大法院判決、あるいは二十五年十一月二十日の最高裁の大法院判決の中では、こういうくだりがあるんですね。「具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている」という中身が書かれております。

つまり、投票価値の平等というのは絶対的な基準じゃない、面積なども考慮して決めなさいというのが最高裁の考え方であります。最高裁の判決が出てから投票価値の平等は絶対なんだというのとは私には間違っていると思います。もしコメントがあればお伺いします。

○高市国務大臣 参考意見に記されているところだと思います。ただ、この最高裁判決は一票の格差訴訟に係るものでございまして、違憲状態だという判断がされておりますので、その状態を一刻も早く解消するためにというところがスタートになって、昨年の議員立法があり、そして区割り画定審議会の御審議があり、そして本案の提出、御審議をいただくということになったわけでございます。

○竹本委員長 質疑時間が終わっていますので。○階委員 参考意見ではないと思えます。撤回した方がいいと思えます。○高市国務大臣 失礼しました。多数意見でござ

いました。○階委員 多数意見ですので、ぜひ面積ということも考えて今後の区割りというものを議論していただきたいと思えます。以上です。

○竹本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。午後十一時五十二分休憩

午後一時二分開議  
○竹本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○升田委員 民進党の升田世喜男でございます。質疑の機会を与えていただいたことにまずもって感謝申し上げます。これまで既に六名の委員が質問しておりますので、私の二十五分の中で多少重複する質疑もあるかと思えますが、御理解を賜りたい、こう思います。

僕は、本州は日本海の最北端、旧小泊村という人口約三千人の小さな漁村に生まれました。そこで小泊村会議員を三期経験させていただきました。北津軽郡という選挙区エリアで二回県会議員を経験させていただきました。その後、国政に挑戦し、しばらく時間が経ちましたが、今、国会議員をさせていただいておりますので、そういう歩みをした一人でありまして、地方の目線からの質疑になることに御理解を賜りたい、こう思います。

質疑に入る前に、先般、前村復興大臣がまさに地方にあるいは東北を蔑視するような、あつちでよかった、東北でよかったという発言がございました。僕の中では、今なお、この発言に対する怒りや憤りというのは全く消えておりません。二度とこのような発言がないことをこの機会に申し上げさせていただきます。こう思います。

さて、質疑の第一点目でありまして、今

回の区割り法案の改定案では、十九都道府県九十七選挙区にその影響が及ぶわけでありまして、変化がある場合、やはり有権者に周知徹底するということが極めて重要なことだ、こう思います。

そこで、周知をしないといけない分野が、選挙区並びに比例区でございます。それぞれにどんな方策でもって徹底した周知を図ってまいるのが、まず冒頭にこのことをお伺いしたい、こう思います。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。今回の改定におきまして、選挙区定数が減少し、選挙区番号が変更となる団体、また新たに分割や分割の区域の変更となる団体がございますので、有権者の方々に混乱が生じないように、それぞれ見直し内容を丁寧に周知してまいりたいと考えております。

また、比例代表選挙区につきましても、定数が減少となる選挙区がございます。この有権者の方々に対しまして、改正内容について周知を行うことも必要と考えております。

そのため、区割りの改定法案が成立した暁には、直ちに、小選挙区とそれから比例代表を合わせて、総務省ホームページや総務省の広報誌などを活用したきめ細やかな広報活動を行って、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、区割りの方でございますが、関係都道府県、市町村の選挙管理委員会に新しい区割りの地図やデータやポスターなどを提供しまして、地元自治体の協力を得て、市民便りなどの広報誌への掲載や公共施設への掲示などを通して効果的に周知してまいりたいと考えております。

し方ありません。ずつと先のことでしょうかという感覚が、まだ今なおあるんですね。ですから、これは重要なことであつても、一般の有権者にとっては遠い話であるという認識を持っていただいて、ありとあらゆる手だてで周知は徹底してほしいなと思えます。

○大泉政府参考人 今回の区割り法案につきましては、平成六年の区割りの画定法、それから平成十四年、二十五年の二回の区割りの改定法におきましても、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行するとされてきたこと、それから、衆議院議員選挙区画定審議会による勧告、これは四月十九日ございましたが、この時点から各種報道などがなされていることなどから、施行までの周知期間が一カ月、すなわち施行期日は区割り改定法の公布の日から起算して一カ月というふうにしております。

有権者に混乱が生じること等のないよう、区割りの見直しにつきまして十分周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○升田委員 さて、今回の区割りの法案の改定の根拠が、青森県は四から三になるわけでありまして、人口の配分でのこのような結果になるということとあります。これまでの各委員が述べていたように、特に先ほど階委員の質疑を私は拝見させていただいて、自分のところも端から端まで六時間になったものですから相当広くなったなと思つたら、階委員のところは青森県全部が大体選挙区になったということでもあります。

そこで、一般有権者が思うのは、この方法でいきますと、地方がどんどん減って、そして都会がどんどんふえていく。では、民意の反映というのは一体どうなるのかなというところが、誰しもが

懸念していることでありまして、都会はふえて地方が減る、バランスがどんどん崩れていく、このことに対してどのような見解をお持ちですか。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。  
地方の小選挙区の定数が削減されることを懸念する意見があることについては、承知をしております。

しかしながら、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法においては、衆議院議員の〇増六減の定数削減や一票の格差の是正が規定されており、政府としては、この法律に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会の作成した勧告に基づいて今回の法案を提出しているところであります。

以上です。

○升田委員 人口を判断の物差しにしているという根拠は何なんでしょうか。

○大泉政府参考人 これまで、累次の最高裁判決などで、人口による格差が二倍になるといけないという判断が出ておりますので、その司法の判断、あるいは、昨年通りました衆議院選挙制度改革関連法に基づきまして二倍以上にならないというような条文が盛り込まれましたところから、そのような人口格差を重視しているところでございます。

○升田委員 この機会にお伺いしたいんですけども、世界の各国の議席配分の仕方というのはどんな物差しなんですか。この辺、お知らせしていただければ。

○大泉政府参考人 国会図書館の情報でございますが、人口に基づきまして各州の定数配分をしておりますが、原則として、各州議会が行うというふうになってございます。国勢調査に基づきまして、十年ごと格差の見直しをやっているということでございます。最大格差は約一・八八倍ということとなっております。

ドイツの場合は、選挙区画委員会というものが区割りを行っておりまして、最大格差は約一・四七倍ということになっております。

それから、イギリスについては、これは二〇一八年十月の見直しの勧告を受けているというような状況でございますが、例外を除き一・一倍以下というふうな最大格差を目指しておりますが、まだ施行は、そのとおりにはなっていないというふうなことを承知しております。

○升田委員 これは、世界もやはり人口が基準なんです。調べてみますと。

ただ、今アメリカのお話がありましたけれども、アメリカでは、マイノリティーですか、少数派の意見も聞くようにということで、いざさか工夫の流れがあるやに聞いておりました。

そこで、次の質疑なんですけれども、これは今冒頭申し上げさせていただきましたけれども、この方向でいきますと地域のバランスがなくなる、何とか工夫してもらいたいという気持ちなんです。

今、鳥取県を例にとると、二十六万から二十八万、三十万弱で国会議員が一議席与えられる、こういうデータでありますけれども、これは頭の体操で恐縮であります。もう本当に人口だけでいきますと、例えば一棟十万人のマンションがこのエリアに三棟ありました、そこで人口三十万人いました、それでは、そこで国会議員が一人誕生します。理屈でいくと、こうなります。

そうしますと、そこに食料の議論が生まれますか、エネルギーの議論が生まれますか、そして今、北朝鮮の事案に懸念があるように、国防の議論が生まれますかということになります。

僕は青森県選挙区です。青森は、食料自給率、カロリーベースでありますけれども、一・一八パー前後だと思っております。そして、エネルギーは、国策というところで、しっかり承けて、今実施されております。そして、国防については、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、三沢に米軍基地、三軍はおろか四軍をそろえて、これは国防に貢献している。食料、エネルギー、国防、これは国の根幹をなす三つの分野、これを抱えている地域なんです。

では一方で、極端に言ったら、四十万人のマンション一つ建ったら、そこで一人の国会議員。では、そこでは地域課題が一体何なんでしょうか。エレベーターがもうちよつと大きければいいねとか、最上階まで行くまであと十秒ぐらい早く着いたらいいねとか、あるいはエレベーターはやはり外の景色が見える方がいいねとか、こういうことになるんでしょか。

やはり民意の反映というのは、多様な課題を背負って、地域の課題や特性を背負って国会で発言、行動するのがあるべき姿だと私は思うんです。しかし、人口のみにいって、僕自身が今述べたことは極端な例でありますけれども、食料は議論にならないわ、エネルギーは議論にならない、国防の議論にならない、これで国政を語られたら、私はこれはアンバランスだと思いますよ。

ですから、やはり工夫する必要があるんだ、僕はこの思うんですが、大臣、いかがですか。御感想。

○高市国務大臣 選挙制度のあり方につきまして、国会における審議ですとか各党各会派における議論の積み重ねの中で、現在の制度になっていると思っております。

地域のバランスとともに、今先生おっしゃいましたような課題、また政策バランスということも考えながら例えば議席配分をするということになりましたら、それはまた議会政治の根幹にかかわる非常に重要な問題でございますので、政府として見解を申し上げるべきではなく、各党各会派で御議論いただくべきだと思います。

例えば、例に挙げられました、都市部でマンションがたくさん建つているところで人口が多い、でも、それぞれの方々の生活の中で、高齢化に伴うこと、また社会保障制度、子育て、さまざまな課題が、そこにも重要な課題があると思っております。また、エネルギーの大消費地でもあると思っております。

ここにいらっしやる全ての国会議員の先生方

は、全国民の代表であられますので、選出されている地域に関係なく、安全保障問題、エネルギー問題、農林水産業問題、そして社会保障問題、さまざまな課題にお取り組みのことだと承知をいたしております。

○升田委員 確かに、都市部で人口が集中しますと、子供の環境とか、あるいは教育問題とか、社会保障問題等々、これも重要でございます。全くこれは軽視はしていませんが、一方で、地方は総じて食料を守っているわけでありまして。ちなみに、東京は食料の自給率は一%と聞いています。青森県の百十八分の一なんです。

所得も、これを比較しますと、青森県は二百三十五、六万というデータが出ています。東京は四百八十万あるいは五百万という平均所得のデータなんです。ダブルスコアがついているんです。所得で。

所得で倍高いところの地域にまた国会議員がふえていく、そして、東京の所得を基準にしたなら、半分は満たないところの地域の国会議員がまた減っていく、本当にこれでもいいのかな、こう思えてなりません。

これは、地方に住む人は皆共通の懸念している事項だと思うんです。重ねて、工夫の余地がないかどうか考えていただきたいなということをお願い申し上げます。

あと七分ほどお時間がございまして、この機会に、直接法案とはかわりがないと思うんですが、せっかくなので機会がありますから、大臣並びに政務官とも政治談義ができればいいなと思っております。それは、解散権なんです。

この解散権が、僕がふだん思うに、内閣総理大臣の御判断で解散できるように日本はなっております。いろいろ理由づけがあるんですけど、日本国憲法の七条ですか。憲法学者からいって七条での解散にはいささか無理があるなという御指摘もあるわけでありまして、現実にならぬ御指摘もできているのが事実であります。

そこで、お答えできるかどうかはわかりませんが

が、日本のような解散ができる国というのは世界の中でほかにどの国があるんでしょうか。

○大泉政府参考人 済みません。事前の通告がございませんでしたこともありまして、お答えすることはできません。

済みません。

○升田委員 私も詳細に勉強しているわけではな

いけれども、かなり勉強しました。

カナダですね、自分の調べた範囲の中では、つ

いこの間まではイギリスがあった。しかし、今、

先進国の中ではカナダしかありません。ドイツ

等々は、あるいはフランスは、解散はできます

が、相当ハードルを高く設けております。カナダ

はほぼ日本と同じぐらいなんです、解散できる

ハードルの低さは。

ここで議論するのもなんでしようけれども、こ

れは考え直した方がいいと思うんですよ、ここ

は。大臣、大臣は安倍内閣の閣僚の一員でありま

すから、どこかでこういう話題が出たということ

を述べていただければありがたいと思うんです

よ。

日本というのは、いつ解散するんだ、秋か、一

月か、暮れか、いや来年かというのを何か当たり

前のように言いますけれども、これは国政だから

何となく違和感ありませんが、皆さん、僕が仮に

町長だとします。町内会の会長が何か今度町長選

に出るといふ話が聞こえた、まずは親戚が集まっ

たみたいだ、こういう話を聞いて、おお、そう

か、では、総務課長を呼べよ、来月町長選をやる

わ、理由はつけられるから。これを行ったら、何

期も町長やれますよ。知事でも。

国政は何となく受け入れていきますけれども、解

散権を行使するというのは、私は、議会制民主主

です。経済の問題もあるいは安全保障の問題もいろいろ

な複雑化している中で、解散というのは世界の標

準に合わせていくというふうな考えがあっても私

はいいいのではないかなと思うんです。町長や知事

がそのようなことができるようになったら、これは相

当おかしくなる。国はやれるけれども、地方はほ

んど不信任案が通らないとこれは解散できない

わけでありまして。

大臣、今僕が述べたことに対して、何か御感想

はありますか。

○高市国務大臣 憲法第六十九条で、内閣が不信

任ということになりましたら、解散しない限り総

辞職ということになります。そういった事態が生

じることによる解散もあると思いますし、先ほど

升田委員がおっしゃっていただいた七条解散、こ

れは内閣の助言と承認によっての天皇の国事行為

ということになりますけれども、それらの規定が

ございます。

また、衆議院、参議院、二院がございまして、

参議院は六年間しっかりと任期をお務めになって、

国政の中長期的な課題も御議論いただいているこ

とだと承知をいたしております。

今の委員の御質問にお答えするのはなかなか難

しゅうございますが、憲法の改正の発議権という

ものは国会にございまして、また各党各会派で

御議論を賜れましたらと思います。

○升田委員 そろそろ時間が近づいてきたよう

あります。

この解散権については、なぜこだわるとい

ますと、ともすれば、やはり依存人間をつくって

しまふんじゃないかと、あるいは、我が国の文

あと、最後に、今の区割り法案を決めた物差し

が続けられますと、いわゆる地域バランスが崩れ

るといふことは重ねて申し上げさせていた

と思います。

地方の議席がどんどん減って、選挙区がどん

ん広くなると、民意をつかみ取るのにどん

ん難しくなるといふこの方向は、ぜひ、いろ

んな工夫をしながら、バランスをとっていただ

きたい、このように思います。

このことを述べて、時間が参りましたので、終

わりしたいと思います。

ありがとうございます。

○竹本委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 民進党の落合貴之でございます。

本日は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及

び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正

する法律案についてということで、質問をさせ

いただきます。

今回の衆議院小選挙区の区割りの改定の後に、

また五年後ぐらいに改定が予定をされていて、そ

の後は十年ごとに見直していきましようというこ

とになっております。

今回の改定、また今後の区割りについて、注意

していかねばならない点、これは多々あると

思います。特に、細かい部分で注意しなければ

ならない点があると思っておりますので、きょうはそれ

について取り上げさせていただきますと思います。

先ほど、升田委員、青森というところで、私自身

は東京です、主に東京の選挙区を例に出して

質問をさせていただければと思います。

これは、実際に自治体の長の意見が区割りに反

映されたという事例はあるんでしょうか。

○原田副大臣 お答えを申し上げます。

第三者機関である衆議院選挙区画定審議会にお

ける区割り改定案の審議につきましては、私自身

関与しておりませんが、具体の区割り案作成にお

ける知事意見の採否の詳細については承知をして

おりません。

審議過程の詳細につきましては、差し支えなけ

れば、事務局である選挙部長からお答えを申し上

げたいと思います。

○落合委員 では、選挙部長、お願いします。

○大泉政府参考人 区割り審の事務局も務めてお

りましたので、その点から、議論について御紹介

をさせていただきます。

都道府県知事は都道府県の行政、地勢、交通等

全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合

的に判断し得る視点を持つていられると考えらるこ

とから、区割り審では、関係都道府県知事に対し

て、区割りの改定案の作成方針や具体の区割りに

ついて意見照会を行ったところでございます。

その際、御指摘のございました平成十四年の附

帯決議がございまして、知事へ意見照会をする

際には、関係市町村への意見照会をするなど、地

域の実情を踏まえて意見を提出するようにお願い

しております。

こうして提出された意見につきましては、区割

り審の方の審議で検討し、区割り改定案の作成方

針等には照らしまして、合理性があると認められる

ものについては区割りの改定案に反映したもので

ございます。

例えばでございますが、具体の提案が採用され

た例としては、選挙区でいいますと、千葉県から

の意見で千葉県四区の区割りの見直し、それから

神奈川県でいいますと、川崎市に関する神奈川県

九区、十区、十八区の見直しに関する意見などが

審議会において採用されているところございま

す。また、青森県から出されておりました、市町

村合併によって二つの選挙区に分割されている青

森県

の意見が採用され

ていないところ

もござい

ます。

また、

青森県

から出

されて

おまし

た、市

町村

合併

によ

って

二つ

の選

挙区

に

分

断

され

て

森市の区域を一つの選挙区に統合していただきたいという御意見がございましたが、これも区割りの見直しにおいて採用しております。

このほかにもございますけれども、御紹介させていただきました。

○落合委員 機械的に選挙区をつくらないようにする、ある程度地域の実情を反映していく、地域の文化とか人の流れも反映していくということは大変重要なことだと思います。

しかし一方で、その地区地区の政治状況というものがある世の中にもあるんだと思います。例えば、この自治体の長は何党系の人が自治体の長をやっているんですか、そういう地域の政治状況が区割りに反映されてしまうのではないかと懸念も一方ではあると思います。

これは参考人に伺えればと思いますが、事務局として、地域の声をしっかりと聞いていく仕組みをつくっていく一方で、公平性ですとか中立性の担保、これは大変重要であると思いますが、このところはしっかりと担保しているんでしょうか。

○大泉政府参考人 ただいま都道府県知事の意見について御指摘がございましたが、区割り審の勧告後は、都道府県知事の意見につきましてはホームページなどで公開しておりますので、そういうことで説明責任を果たしているのではないかとこのように考えております。

○落合委員 地域の実情は吸い上げつつ、ぜひ、今後も改定がありますので、公平性、公正性、中立性に御留意をいただければと思います。

それでは、細かい部分で質問をさせていただきます。まず、昨年の十二月二十二日の区画審の審議会にて、市町村は分割しないことを原則としますというふうにされました。しかし一方で、区割りの作業をする上で、二倍以下にしなきゃいけないということで、市町村がより多く分割されたという結果になったと思います。午前中の答弁でも、

今までの制度では市区町村が八十八選挙区に分割されていたが、この成立後は百五になりますという答弁もありました。

今回、人口の多い東京などは、多くの自治体、特に二三区が分割されることになったわけですが、実際の集計作業を担うのは市区町村単位の選挙管理委員会、地元の選挙管理委員会が作業をするということで、一つの自治体に二つ三つの選挙区ができれば、それは自治体の負担になっていくわけでございます。

実際に、首都圏の知事や政令都市の市長でつくる九都府市首脳会議でも先日五月十九日に意見書を出していただきまして、地域が分割される自治体の負担が増加するという点について言及がされています。

こういった各自治体の負担増については、総務省もしっかりと対策をとっていきますということであると承知しておりますが、それについて改めて確認をさせていただければと思います。

○原田副大臣 お答えをいたします。

今回の区割り改定法案が成立した際には、都道府県の議員定数が減少し、選挙区が変更となる団体や、新たに分割または分割の区域が変更となる団体が生じることとなります。

特に、分割市区においては、投票所などの増設や変更、増設した場合の事務従事者の確保、関係地域住民への適切な周知などの事務が新たに発生することが予想されるとともに、選挙公報の配布誤りなどがないように注意が求められております。

こうした投票所の増設などに伴う経費につきましては、執行経費基準法に基づき措置されるものがございます。また、必要な予算確保に努めてまいります。

また、今回の区割り改定法案では、同一選挙区内で数市町村の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けることなど、柔軟な対応を可能とする内容も盛り込んでおりまして、引き続き、管理、執行に関し、関係団体からの相談にきめ細かく

応じるなど、必要な支援もしてまいりたいと思っております。

○落合委員 今、後半におっしゃられた数市町村が一緒に開票作業もできるようにするというようなこと、これは特に二三区のような複雑な選挙区がつけられているところは重要だと思います。

例えば東京七区、先ほども出ていましたが、五つの区に分かれているということで、今までの開票の仕方だと、区ごとに開票作業をしますから、五カ所の開票所に、立候補する側も立会人を出していかなくちゃいけない。しかも、例えば七区のうち一カ所は、杉並区の部分が杉並区方南一丁目と二丁目しかない。それを杉並区の開票所で開票するとしたら、立会人はその方南一丁目と二丁目に住んでいる人しか出せないわけでございます。

そういった観点からしても、開票する側も大変です。立候補する側も今までの制度だとかなり大変なことになってしまうわけですから、開票作業を選挙区ごとに束ねていくというのは重要な点だと思います。

こういったような仕組みをつくったわけですから、実際にどんなふうなニーズがあるというふうにご検討をよろしくお願ひいたします。

○大泉政府参考人 実務的なことですので、私の方から答弁させていただきます。

この制度でございますが、もともと現在の現行法におきましても、「数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる」というような規定がございます。今回、分割市区が出るということで、町村と同程度の規模のものもあるというように考えましたことから、これに、町村の区域を改めまして市町村、市だと全部大きくなりますので、市町村全部または一部の区域を合わせて開票区を設けることができるように見直すこととするものでございます。

具体的な細目につきましては、公職選挙法施行令等の改正により詰めていくこととなりますけれども、実際には、関係選管が協議の上、一方の選

管にその事務を委託するなどして、適切に選挙の管理、執行が行われる道を開いたものと考えております。

普通の市町村、特別区などもそうですが、政令指定都市においてもそのようなことがございますので、そういう意味では、ニーズはあるのではないかと考えております。

○落合委員 今までもあったんですね、それは知らなかったですけども。

これで、東京はこれからはと、アダムズ方式を入れていくと定数がふえていくということですが、今、調べてみますと、自治体があるところ、三つの選挙区に分けられてしまっているところが、五の自治体あると思います。

これは、これからまた東京の二三区ですとかを中心にして、今は都心部はそういった三つには分割されていないんですけれども、これから定数がふえる地区に関しては、三つに分割される自治体も単純に考えられて出てくると思うんですが、三つに分割される自治体も次の改定ではふえていくことは否定できないというふうにご検討をよろしくお願ひいたします。

○原田副大臣 お答えをいたします。

現在、三以上の選挙区に分割されている市区は、三県五市区に存在をいたします。いずれも、合併または指定都市への移行に伴い、行政区と選挙区の区域にずれが生じたことによるものでございます。

今回も含め、これまで衆議院議員選挙区画定審議会が作成した区割り改定案において、選挙管理執行上の観点も考慮したと考えられますが、市区町村を三分割した例はないと承知をいたしております。

なお、次回以降の区割りの見直しにおける分割市区町村の取り扱いにつきましては、衆議院議員選挙区画定審議会において適切に御判断をされるものと考えております。

○落合委員 私が挙げたその五の自治体が三つに分かれているというのは市町村合併が原因である

ということですが、これは、このまま細かく分けていったり、また二十三区などが細分化されていく可能性があるわけでございます。これは、一つ考慮をしないでほならない大きな問題だと思えます。

先ほど港区で町会さえも半分に分かれちゃったところがあるというふうな話がありました。先ほど私も挙げた杉並区では、今回初めて杉並区が分割されるわけですが、方南一丁目と二丁目というほんの一部の地域だけが隣の渋谷区にくっつくということになります。これは、方南一丁目、二丁目だけが生活圏が独立しているわけではなくて、駅も近くにあつて、その駅の周辺が半分に分かれてしまうわけですが、生活圏が一緒なのに、選挙区が細切れになっていく例がどんどんふえていってしまう。

このことについては、問題であることをしっかりと認識はされていらいっしやいますでしょうか。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

衆議院議員選挙区画定審議会における区割り改定案の審議には私は関与しておりませんので、詳細についてはわかりませんが、衆議院選挙制度改革関連法の規定に基づき、選挙区間の一票の格差を是正するために、必要となる改定を行ったものと考えております。

審議会においては、市区町村を分割する際、市区町村において円滑に選挙の管理、執行ができて、また、有権者への影響が少なくなるよう適切な隣接選挙区を選定した上で、原則として投票区を手がかりとして、支所、出張所の状況、町内会などの地域的つながり、道路や河川の状況等、それぞれの地域の実情を考慮しつつ、必要最小限の範囲となるよう案を作成されたものと承知をいたしております。

○落合委員 実際には第三者的な立場である審議会が策定するわけですので、一つ一つ、これがあつたかどうかということは我々が言う立場でもないですけれども、ただ、実際に選挙をやる立場、それから有権者に接する立場からすると、いろいろ

な、細かい部分で問題があるということはやはり言つていかなければならない。これから委員に選ばれる人たちが、それから審議会のメンバーの人たちにも知ってもらわなければならない大きな問題だと思えます。

今まで応援していた人に投票できなくなるというところは、今まで若年層の政治参加が低下している、投票率が低下しているというのがありますけれども、新たに今度は、今まで投票していた人にも出てきてしまうかもしれないという高齢者も出てきてしまうかもしれない問題が生じていると思います。こういう点で、選挙区がころころ変わつてしまふ、それから、一部が切り取られるということは重要なポイントだと思います。

これについては、我々、選挙で選ばれている身、選挙区を持つている身の者がほとんど発信をしていかなきゃいけないと思えますが、副大臣、それについてはどのように思いますか。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

審議会におきましては、今回、格差が二倍以上となっている選挙区については、平成二十七年日本国民の人口だけではなくて、平成三十二年の見込み人口においても格差を二倍未満とすることになっております。このため、東京都など都市部においては、格差二倍以上または二倍近くである選挙区が林立し、市区町村単位で異動する方法をとる得ず、市区を分割する以外に改定方法がない場合が数多くありまして、その場合においては、異動する人口をできるだけ小さくして、選挙区の安定性を大きく損なわなないように努めたものであると承知をいたしております。

○落合委員 憲法上も一票の格差は重要ですので、今後も、今の小選挙区制度を続ける限りは、分割する市町村、市区町村が出てきてしまうというのには仕方ないことだと思えます。だからこそ、単に数字だけではなくて、今までの歴史だとか生活だとか文化だとか、そういうところも考慮をしてこの審議会、第三者の立場である審議会が作業してくださるよう、やはり総務省からも要

望をしていただければと思います。

例えば東京の二十三区ですと、東京七区が、今までは渋谷区と中野区だったわけですが、今度では中野区の一部、杉並区の一部、目黒区の一部、品川区の一部と渋谷区が一緒になるというような選挙区になります。今までは渋谷区と中野区の代表を選ぼうという選挙だったのが、中野区と杉並区と目黒区と品川区の一部と渋谷区の代表を選ぼうということになるわけでございます。これも、やはりこの代表なのかかわかりづらいという一つの問題があると思えます。

それから、区割りの仕方についてさらに指摘をさせていただきたいと思うんですが、先ほど我が党の後藤委員からも、変なところかどうか、番地の途中で区切れているような、そういう地区が、後藤委員の選挙区にもありますし、それから二十三区にもあるし、あと福岡県の南区にもありますというふうな話がありました。

私の選挙区の世田谷も、前回の緊急是正法のもとにそういふことがありました。前回の区割りの改定で、世田谷区の世田谷池尻まちづくりセンター管内というところが私の東京六区から五区に移つたわけですが、名前が世田谷池尻まちづくりセンターにもかかわらず、池尻四丁目、三十三番から三十九番というほんの狭いところが、池尻まちづくりセンターに入っていない、違う地名のまちづくりセンターに入つていました。

したがって、池尻は違う選挙区になりましたということが告知されていたにもかかわらず、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九番地の人たちが実は選挙区が変わらなかつたということが起こりました。

さつき、大臣も副大臣も政務官も選挙部長も地図とかでちゃんと配りますというふうにおつちやうにいたしましたけれども、そのときも地図を配つていたんです。でも、一個、旧道のような道がちよつと行つているところで切れていて、池尻四丁目のほんの数%だけが残つていっているのは

よく見ないとわからないぐらいの切れ方だったわけです。これは、名前を見ても判断ができない、地図を見てもほとんど、よく見てみないとわからない、こういう選挙区の切れ方もあつたわけで、実際に私の地元では、もう投票できないと思つたのに、行つてみたら私に投票できたということの電話等が実際にありました。

こういう選挙区の区切り方も、数としては二倍以内に入れるという目的を達成するためにそういう区切り方をしているのはいいですが、やはり、道一つだけで区切つていられるために、地図を見てもわかりにくい、地名とまちづくりセンターが一致していない、こういうことが恐らく全国で起こり得ると思えます。やはりこれはしっかりと考慮に入れていくべきだと思います。

重要な問題なので、いろいろの方が聞いていますけれども、大臣に改めて伺えればと思うんですが、あり得るといふことにプラスして、やはり先ほどから、そうじゃない地区も周知というのが重要だと思えます。

これは、周知期間一カ月の中でしっかりとやっていくというところが、次の選挙においては、国民の選挙に対する理解、政治参加という上でも重要であると思えますので、改めて周知を徹底する、それから、わかりにくいところが実際にあるの、そういうところも総務省もしっかりと、自治体に任せつきりにならずにやっていますというところを御説明いただければと思います。

○高市国務大臣 今回の改正法案でございますが、区割り画定審議会の方で、さまざま難しい課題に直面しながら、まずは一票の格差是正というところに主眼を置いて、最善と思われる策をお取りまといいただいたと思つております。

ただし、非常にわかりにくい例もあり、有権者の方々の投票する権利を奪うことのないように、本法案を成立させていただいた暁ではございますが、すぐに選挙部長にも指示をしまして、具体的に周知広報活動を強化してまいりたいと思つてお

ります。今はまだ法律案御審議中でございますので、各種報道で皆様御承知の範囲だと思っております。

まず、新区割り地図のデータやポスター、これは関係都道府県や市区町村の選挙管理委員会に提供いたしますし、また、地元自治体の御協力を得まして、市民便りなどの広報誌に載せていただいたり、公共施設にポスターの張り出しをしていただいたりといった方法もあるかと思ひます。

また、管理、執行で間違いが起きないように、例えば選挙公報の配布誤り、これが起きては大変でございますので、こまましっかりと注意をしましてまいりたいと思っております。

なお、投票票所の増設など、さまざま経費もかかりますが、これは執行経費基準法に基づき措置されますので、総務省としても必要な予算の確保に努めてまいります。

また、選挙、いよいよ選挙ということになりましたら、直前の周知啓発活動というものも各自自治体で行われると考へますので、こまましっかりと支援をしましてまいりたいと思ひます。

○竹本委員長 時間が来ておりますので、どうぞ。  
○落合委員 はい、済みません。ちよつと私、時間を五分間違えていました。  
終わらせていただきます。ありがとうございます。

○竹本委員長 次に、塩川鉄也君。  
○塩川委員 最初に、今、この委員会の出席状況なんですけれども、過半数いっていないと思うんですね。委員会が成立していないと思うんですが、確認してもらえますか。

○竹本委員長 二十人いるということですが。  
○塩川委員 何にしても、こういう出席状況でこういう重要法案をやっているのかということが厳しく問われるんじゃないでしょうか。

私は、この法案に当たって、やはり、そもそも議会制民主主義の根幹にかかわる選挙制度でありまして、まさに国民の参政権にかかわる重要な法案

について、しっかりと国会で議論することが必要だと。当然、委員として出席していただくのは当たり前のことなんです。去年も、この法案のベースとなった衆議院の選挙制度改革法案について、国民の声を聞くべきだということを申し上げたところ。残念ながら、公聴会が行われなかった。

今回のこの法案についても、今、委員御質問のあったように、非常に有権者、選挙人の方々にとても混乱を招くような、また、実際の選挙実務においても大変苦勞が多いような仕組みとなっている。こういった現場の声をしっかりと聞くことを含めて、参考人質疑が必要だという提案もございましたが、残念ながら、それも受け入れられるものではありませんでした。極めて残念であります。

市区選挙の連合会ですとか指定都市や都道府県の選挙連合会の方、まさに実務に精通している方なんかに来てもらって、各党それぞれ質問もして議論を進めれば、いろいろな課題が出てくるはずなんです。こういった審議のあり方は極めて問題だということをお頭上げておくものです。

それで、質問ですけれども、現行の小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、二〇〇二年の区割り改定、前回、二〇一三年の増減の区割り改定、そして今回の区割りと、三回の区割り見直しが行われてきております。

お尋ねしますが、二〇〇二年の改定、それから二〇一三年の改定、そして今回の改定において、それぞれ区割り変更となる都道府県の数、小選挙区の数はどうなっているか、お答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。  
二〇〇二年、平成十四年の改定におきましては、二十都道府県の六十八選挙区に異動がございました。

二〇一三年、平成二十五年の区割りの改定におきましては、十七都府四十二選挙区の異動がございました。

今回、区割りの改定案となっておりますのは、十九都道府県の九十七選挙区でございます。

○塩川委員 過去最大の見直しとなっております。重ねてお聞きしますが、小選挙区において、市区町村内で分割をしている自治体数、その小選挙区数について、九四年の制度導入時は、分割市区数は十五、その小選挙区数は二十九でしたが、その後、どうだったか。〇二年の区割り改定後、三年の区割り改定後、今回の改定、それぞれどうなっているのかについて説明してください。

○大泉政府参考人 先生御指摘のとおり、小選挙区制導入時においては、分割されていた市区が、二十九選挙区十五市区でございました。

二〇〇二年、平成十四年の改定におきましては、三十二選挙区十六市区でございました。  
その後、市町村合併の進展、あるいは政令市に移行了た市がございました関係で、二〇一三年、平成二十五年の改定におきましては、分割されていたのは百十七選挙区の八十八市区までふえております。

今回、区割りの改定では、百三十選挙区百五市区となっております。  
○塩川委員 分割市区数がどんどんふえているというのが実態であります。区割りをするたびに分割される行政区がふえ、今回の改定で分割市区が八十八から百五に増加をしています。区割り変更の選挙区数も過去最大なら、分割される行政区の数も過去最大となっているわけです。

そこで、この分割市区の問題は、区割り審が行った関係都道府県知事からの意見聴取でも意見が出されているところあります。どのような意見があったのか、その特徴について説明してください。

○大泉政府参考人 知事意見の中には、分割に反対する意見がございました。また、分割しない形での改定を希望する意見、現在分割されている団体について可能な限り現在の組み合わせを維持すべきだというような意見もございました。

一方で、分割する区域を明示して分割してほしいというような意見もあったところでございます。

○塩川委員 いわゆる分割されている市区の解消というの、自治体としての大きな意見ということでもあります。

区割り改定については、実際の選挙実務に携わる各地方選挙連合会からも要望書が出されております。そこで、全国市区選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙管理委員会連合会の衆議院小選挙区の区割りに関する要望事項というの、どういう中身かわかりますか。

○大泉政府参考人 全国市区選挙管理委員会連合会からは、直近において申し上げますと、平成二十八年十二月に要望事項として出てきておりまして、衆議院小選挙区において、市区を選挙区ごとに複数に分割される市をできる限りなくすよう法を改正されたいというような要望でございます。

また、指定都市選挙管理委員会連合会からは昨年の十月に出てきておりまして、同様に、これは指定都市でございますので、選挙区が同一の行政区内において複数の選挙区にわたるいわゆる分割市が解消されるよう改められたいというような内容の要望が出てきております。

○塩川委員 選挙事務に携わる選挙連合会の方からは、分割市区の解消というのは当然の要望として出されているわけです。  
有権者にとって、行政区が分割されている選挙区はどういう問題を持っているのか。

区割り審の知事意見の中で、北海道は、振興局の区域と国政の選挙区とが異なる状態が続いていることで住民に戸惑いが生じており、選挙時にも候補者がわかりにくい、選挙への関心が持てないといった弊害が生じていると指摘をしております。  
長崎県は、前回の区割り改定で佐世保市の一部が分断をされました、このことで住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成二十六年の衆



議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられましたと指摘をされているわけでありませぬ。

大臣にお尋ねいたします。

全国市区選挙管理委員会連合会の要望事項では、選挙人からは分割選挙区が解消されない理由を求めるとも多数寄せられていると指摘があり、指定都市選挙管理委員会連合会の要望事項では、選挙人に誤解や混乱を招くと指摘がありました。このように、少なくとも有権者が市区町の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられているのが現状であります。大臣、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○高市国務大臣 昨年の五月に議員立法で成立しました衆議院選挙制度改革関連法においては、各選挙区の人口に関して、次回の見直しまでの五年間を通じて人口格差が二倍未満となるよう、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口に加えて、平成三十二年見込み人口においても格差を二倍未満とすることが求められました。

この結果、相当数の選挙区の改定が必要となり、今回の区割り改定案の勧告では、十九都道府県九十七選挙区において改定を行うということになり、分割される市区町の数も十七ふえるということになりました。

例えば、東京都などの都市部におきましては、格差が二倍以上もしくは二倍近くであるという選挙区が林立しておりますので、市区の分割が避けたいという状況であったと承知をしております。今後、政府にできることは、今回の区割り改定法案成立の暁には、この改定の趣旨や内容を十分御理解いただくことはもとより、特に選挙区の変更について、有権者の皆様を初め、選挙管理委員会関係も含めて、関係者の皆様に混乱が生じることのないように、丁寧に周知啓発活動を行ってまいりたいと存じます。

○塩川委員 結果として、こういった、地域が分断をされる、有権者の皆さんは非常に戸惑っておられる、そういう状況があるのに対して、丁寧に

と云うんじやなくて、そもそもが、こういった状況に置かれている有権者の方の思いをどう受けとめるのかということについて、ぜひお伺いしたいんです。

例えば、青森県五戸町の事例について、読売新聞の報道で紹介しますと、「県南東部の五戸町は隣接する八戸市と同じ新青森二区に組み込まれる。同町は前回二〇一三年の見直しで同市と別の選挙区になったばかりで、七十歳代の主婦は「将来の見直しでまた違う選挙区に組み込まれてしまうのでは」と話した。」

前はこつちで、次はこつちで、また戻って、そんなことなんかも起こり得る。こういう、有権者が戸惑う姿が目につくわけで、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられるようなことについて、有権者の思いについて、大臣としてはどのように受けとめておられるのか、お考えをお聞かせください。

○高市国務大臣 有権者にとりましても、立候補を予定される方にとりましても、それは、選挙区の区割りが変更になるということは大変負担の大きいことであるかと思えます。

私自身も今まで立候補する区域が変わった経験を二回持つておりますので、投票できなくなった方々がどんなに残念な思いをされたかということ、自分自身も、随分混乱もし、大変だったという経験は持つております。

ただ、今回の御審議いただいている法案につきましては、議員立法によって成立した衆議院選挙制度改革関連法に基づいて、区割り審としては、安定性にも配慮しながら、それでも一票の格差を是正していくということを第一義にして、精いっぱい御審議をいただいで、その結果の答申であったと思っております。

私自身が有権者の皆様の思いということも十分理解しつつも、今回提案している法律案についての経緯というものはそういうものであったということ、そして、やはり選挙というのは民主主義の根幹でありますので、これは、国会で各党各会派

の御議論を経て、選挙制度については御議論を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

○塩川委員 そういふ点では、今回の法案は、去年の衆議院選挙制度改革関連法を踏まえてのものでありませぬから、そもそもこういう、有権者が戸惑うような選挙制度のあり方そのものが問われているということをお尋ねしなければなりません。

幾つか数字を確認したいんですが、二〇〇五年と一四年の衆議院選挙において、管理執行上問題となった件数、いわゆる選挙事務のミスはどの程度なっているか、また、一四年衆議院選挙における選挙事務ミスのあった都道府県の数はどの程度なっているかについてお答えください。

○大泉政府参考人 総務省におきましては、国政選挙等における管理執行上問題となった事項について、選挙後に、各都道府県選挙管理委員会を通じて報告を求めているところでございます。

二〇〇五年、平成十七年の衆議院議員総選挙におきまして、管理執行上問題となった事項として報告のあった件数は六十四件ございました。

二〇一四年、平成二十六年の衆議院議員総選挙におきましては、管理執行上問題となった事項として報告のあった件数は百九十四件であり、その発生した都道府県の数は四十一都道府県であったということでございます。

○塩川委員 六十四件が百九十四件と、この十年近くで選挙事務ミスが三倍にふえています。四十一都道府県という話がありましたから、ほとんどの都道府県内で選挙事務ミスがあったということに極めて重大であります。選挙の公正を損なうことにもつながりかねませぬ。

さらには、二〇一三年の参議院選挙では、高松市の選挙での不正開票事件がありましたし、一四年の総選挙では、仙台市選挙でも不正事件がありました。

分割される選挙区について、投票事務の非効率など問題が上がっていると思えますが、現場から問題点は聞いていませんか。

○大泉政府参考人 総務省としては、現時点で

は、特段、分割市区となる見込みの団体から管理執行上の具体的な問題点について報告、相談は受けていないところでございます。

ただし、分割市区におきましては、先ほどから申し上げているとおり、投票所などの増設や変更、増設した場合の事務従事者の確保、あるいは関係地域住民への適切な周知などの事務が新たに発生するというようなことでございます。また、選挙公報の配布誤りなどがないように注意が求められておるところでございます。

そのため、関係団体におかれては、選挙の万全な管理、執行に向けて、必要な準備を進めていただきたいと考えているところでございまして、総務省としても、引き続き、管理、執行に関し、関係団体からの相談にきめ細かく応じるなど、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○塩川委員 選挙実務を行う選挙の要望を見ますと、先ほど紹介した全国市区選挙管理委員会連合会は、投票事務の非効率を招く大きな要因になると述べておりますし、指定都市選挙管理委員会連合会は、投票事務の効率化を阻害する要因となると、今回の区割りについて指摘をされているわけでありませぬ。

この十年近くで選挙事務ミスが三倍にふえている中で、今回のような非常に大きな区割りの見直しというのは大変大きな負担になるだろう。選挙の皆さんは非常に、現場で、今でもぎりぎりのところで頑張っているわけですね。苦勞もしているわけですね。けれども、もともとミスをしようと思つてやっていると、分割選挙区が増加すること、選挙事務ミスがさらに増加する懸念がある。

こういった選挙制度、区割りのあり方というのが選挙の公正性にとって大きな障害となるのではないかと、このように思いますが、どのようにお考えですか。

○大泉政府参考人 これまでの衆議院議員選挙におきましても分割市区はございまして、分割市区となった団体は適正に選挙が執行されてきていた

ものと考えております。

一方で、新たに分割市区となった団体で、先ほどの管理執行上の事務ミスについて、前回の区割り改定に際しまして、一件、これは選挙公報の配布誤りでございますが、そのようなミスがあったというふうな報告を受けているところでございます。

これ以上、同様の事務ミスが発生、増加しているとの事実は承知しておりません。

○塩川委員 さらなる負担が生じている中で懸念というのは強いと言わざるを得ません。

区割り審の知事意見の中で、北海道は、「選挙事務の管理執行上、事務の複雑化に伴う事務量の増加、迅速性の確保のための経費の増加など大きな問題も生じている。」と指摘をしています。分割する地域が多い東京都は、「期日前投票所での受付や選挙公報の配布を始めとする選挙運営のミスを防止するための体制整備などの負担が増大する。」と指摘をし、「二つの区市町村の区域を三分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分布、開票所の三カ所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない。」と要望したわけですが。

今回、東京都の分割は、行政区で三つ以上の選挙区となったところはありませんが、二つの選挙区の実務を行わなければならない区は多くなりました。また、今回の区割り見直しで二つの選挙区に分割をされた座間市においては、遠藤三紀夫市長が、市選管の人事や予算は一つの選挙区を前提にしている、選挙事務が煩雑になることなど配慮してくれるのか説明がなく、国は無責任だ、このような報道もされているところです。

この間、我が党は、国政選挙の執行経費法案の審議の際に、再三、経費削減が投票所や開票所の数の減少、投票時間の短縮、選挙事務ミスの増大に拍車をかけていると指摘をしていたことを述べておきたいと思っております。

総務省にお尋ねしますが、参議院の選挙区を合

区としたときには合区選管を設けましたが、小選挙区の場合は一つの選管が複数の選挙区の事務を行っております。複数の選挙区を抱える選管は、投票所入場券や選挙公報を配布するにも、選挙区ごとに間違えないよう配布しなければなりません。役所につくる期日前投票所は、それぞれの選挙区で入り口を分けて、投票を間違わないよう工夫するとかしている聞いております。

しかし、これは、人員が確保できる場合であります。例えば、東京の多摩地域の選管では、市の規模などもあつて、選管職員が三人とか四人しかいないというところがあつて、そういう自治体で二つの選挙区を抱えているために、どうやって実務をこなせばいいのかという問題に直面している聞いています。

このような選挙事務の人員配置や予算配置など、実際に適切に対応できるものなのか、この点についてはどのようにお考えですか。

○大泉政府参考人 御指摘のありました投票所の増設などでございますけれども、こういう経費につきましては、執行経費基準法に基づきまして措置をされているものでありまして、総務省としても必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の区割り改定法案では、同一選挙区内で複数市町村の区域の全部または一部を合わせた開票区を設け、効率的な開票作業体制を構築するなど、柔軟な対応をする道を開いているというふうなことでございますので、引き続き、執行機関、選挙の管理機関に対しまして、関係団体からの相談などにきめ細かく応じていくなど、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○塩川委員 それがお互いにお願ひする方、受ける方の関係とかがどうなってくるのかという話もあるわけですが、そういう意味でも、二つに分かれるような場合に、その二つに責任者を置かなくちゃいけない、人数が三人でどうできるのかとかいう現場のいろいろな悩みがあるわけですね。そういうところが実際どうなってくるのかというの

が大変心配するところです。

それと、今の答弁にありましたけれども、今回の法案で、数市町村の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けることができるという規定が盛り込まれたところです。

そこで、お聞きしたいんですが、同じ選挙区内で、開票区を持たない選管と開票区を持つ選管ではどういう関係になるのか。例えば、A市内の一部が隣接するB市と同じ選挙区となった場合に、A市選管は投票まで執行して、開票はB市選管に委託するということになるのか。二つの行政区から成る選挙区の場合はまだわかりやすいかもしれませんが、東京十区のように、四つの区選管が全て分割した選挙区を持っている場合はどうするか。その一点では具体的にどうでしょうか。

○大泉政府参考人 分割市区において、市区の区域の全部または一部を合わせて開票区を設けられることとするという規定でございますが、今後も実態に、いろいろ御相談に応じながら、どういう体制がいいのかということも考えていきたいと考えております。

また、今後、公職選挙法施行令によりまして、手続など具体的なことを定めていくことになると思っております。端的にイメージしているのは、一方の選管にその事務を他方の選管が委託するようなことを委託するような格好になるのではないかと、うふううに現在では想像しております。

○塩川委員 そういう点では、実際の現場の要望なんかも背景にあつて、そういう手続の話も出てくるわけですが、費用負担をどうするのか、やはり個別に対応が必要だと思っておりますので、そういう点での制度設計なども、現場の要望を踏まえてきちつと行っていたところだろうと思っております。

分割選挙区が多くなったことで選挙執行が大変になるというところは、よくわかります。そして、多くの自治体からも要望が上がっている周知徹底

の問題ですけれども、今回の区割り改定は、過去最大の見直しとなっておりますが、その施行日は、公布の日から起算して一月を経過した日となっております。こういう、一カ月間で本当に周知徹底が図れるのかというところは誰もが思うところでございますが、この点についてはいかがお考えですか。

○富樫大臣政務官 お答えをいたします。

今回の区割り改定法案では、平成六年、十四年、二十五年の改定の際にも、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとされてきたこと、先月十九日の衆議院議員選挙区画定審議会による勧告の時点から各種報道がなされていることなどから、施行までの周知期間を一カ月としております。

有権者に混乱が生ずることなどがないよう、改定内容に、十分周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○塩川委員 過去の例でいえば、もうちょっと早く具体的話が出されていたらと思います。それが、今回の場合には、本当に直前の話になってきていますから、今までも、こういう周知に係る期間が全体として事前のアナウンスを含めて短いのに、実際に区割り改定されるのは非常に多いという点で、私はやはり、一月というので本当に大丈夫なのかというところは、強い懸念を覚えるを得ません。

現場の話でいえば、衆議院の小選挙区の区割り改定の周知徹底を図る場合に、実際、その選挙ではほかの地方選挙をやっている場合というのがあつて、都議選のようないくつかの地方選挙が行われていると並行するようにこういう衆議院の小選挙区割りの周知と言われても、これは有権者が混乱するだけじゃないでしょうか。

私は、そういう点でも、ワンクッション置くようなことというのが、現場の事情を踏まえれば、当然必要なことだと思っております。

区割り審の知事意見の中で、東京都は、選挙区の区域が変更される区市町村は、選挙関連システ

ムの設定変更が必要となり、同時に住民への十分な周知も求められることから、公布から施行までの期間を十分に確保すべきと述べています。

○富樫大臣政務官 今回の区割りの改定では、都道府県の議員定数が減少し、選挙区が変更となる団体や、新たに分割または分割の区域が変更となる団体が生ずるところであり、有権者の方々に混乱が生じないように、丁寧に改定内容を周知する必要があります。

○塩川委員 いや、だから、都議選みたいに地方選挙をやっているような選挙で、一月で大丈夫だと言える根拠はどこにあるのかというのを聞いています。

○高市国務大臣 この法律案を成立させていたとき、また、公布された日から一月というところで施行になりますが、それまでの間ももちろん周知をさせていただきます。当然、東京都議会選挙というものがあっても、法律が施行されるわけですから、それについての情報提供で、今できることは速やかに行います。

先ほど来も答弁させていただいておりますように、総務省のホームページや広報誌、そしてまた、地方自治体によって可能なところには市民便りなどに掲載をさせていただいたり、またポスター

の掲示もさせていただきま。ただ、あわせて、仮に衆議院がまた解散になったという場合には、その直前の集中的な広報、周知というものがございすから、その中でより多くの有権者の方にしっかりと、特に区割りの変更になった選挙区の有権者の方に正しく御理解をいただくように、例えば、投票カードの送付と同時に、今でも地図が入ったり投票所の住所が書いてあったりしますけれども、今度のあなたの選挙区は何々県第何区でございますと、その該当する市区町村名ですとか、また投票所もわかりやすくというような形で、より進化した周知の方法ということについても横展開をしてみたいと思っております。

○塩川委員 有権者が混乱するような選挙の設定を可能とするような、そういったやり方そのものが問われているんだと思えます。そういう点でも、一つ一つの選挙がきちっと適正に執行されるような選挙の実務を保障するし、有権者がきちんと判断できるような取り組みという点でも、こういった一月という周知徹底の期間というのは極めて実態にそぐわないものだと思います。これは強く指摘をしておくものです。

有権者に周知徹底するのは当然であるわけで、丁寧に言えば事が進むわけじゃないわけですか、こういったことについても言っておきます。もう一つ、今回の区割り改定で確認しておきたいんですが、今回の区割り改定作業は、二〇一五年簡易国勢調査人口をもとにした選挙区間の人口格差を二倍未満にするのと、二〇二〇年見込み人口でも選挙区間の人口格差が二倍未満であることを基本としています。

今回の改定では、二〇二〇年見込み人口で格差一・九九九倍となる勧告を行いました。区割り審の小早川光郎会長は、四月十九日の会見で、二〇二〇年見込みで一・九九九倍とは言い切れないというふうに述べたと紹介されています。

政府として、二倍を超えないと言いつけるんだ

○大泉政府参考人 お答えいたします。今回の改定案につきましては、昨年の選挙制度改革関連法に基づきまして、次回の見直しまでの五年間、人口格差が二倍未満となるように、平成二十七年国勢調査に對しまして、それにトレンドで平成三十二年の見込み人口を求めまして、その未達とするようなことが定められておりますので、それに基づきまして区割り審の方では区割りをして勧告をしたということでございます。

そういう中では、現在の二十七年国勢調査の日本国人口において格差を計算しますと、最大格差が一・九五六倍というふうになっております。過去、過去の勧告の中では一番縮減されている数字でございます。

また、次回の見直しまでの五年間を二倍にならないように抑えて、結局、そういう意味では一・九九九倍ということでございますけれども、そういう措置で区割りを行っています関係から、すぐに二倍を超えるようなことはないのではないかと考えております。

○塩川委員 それは実際に推計した数字の伸ばし方いかんで変更し得る、もともと推計ですから。そういう点でも、本当に二倍以内におさまるのかというのはいわからない話です。

二〇二〇年の大規模国勢調査に基づく区割り改定では、アダムズ方式による都道府県への定数の再配分が行われます。

仮に、二〇二〇年見込み人口を用いて都道府県への定数の再配分を行った場合に、定数が増減する都道府県はどこか、その増減数を紹介していただきます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。これは、あくまで仮の話ということでございます。平成三十二年、二〇二〇年の見込み人口を用いてアダムズ方式で計算しましたところでは、定数が増加する都道府県は、埼玉県一増、千葉県一

増、東京都四増、神奈川県二増、愛知県一増というふうになります。

また、定数が減少する都道府県は、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県で、いずれも一減という九県というふうな計算の上ではなっております。

○塩川委員 定数が増減する都県だけでも十四にもなります。格差が二倍とならないようにするための見直しも含めれば、今回改定以上にさらに大きな見直しとなることは必至であります。

区割り審の知事意見の中でも、多くの知事が、次回、五年後の区割り改定においても変更が見込まれることへの懸念が表明されております。

首都圏に立地する九都府県市首脳会議による「衆議院議員小選挙区の区割り改定案について」の意見表明では、自治体の一体性が損なわれた区割りの国勢調査に基づく区割り改定では再度の変更が想定され、関係する地域住民の一層の混乱を招きかねないとしております。

大臣にお尋ねいたします。五年後には今回以上の区割り見直しが行われて、今回以上に大きな混乱も想定されるのではありませんか。

○高市国務大臣 議員立法で成立をしました衆議院選挙制度改革関連法により、衆議院議員選挙区画定審議会設置法が改正されました。

次回、平成三十二年以降の大規模国勢調査に基づく区割り改定案の作成に当たっては、当該国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき格差を二倍未満とするのと、都道府県別定数配分をいわゆるアダムズ方式によって行うということが規定されています。

内容ですとかその影響につきましては、現時点においてお答えすることは困難でございます。

○塩川委員 実際に見込まれるそういう推計人口でもこういった大きな変化にならざるを得ないわけで、そういったことを考えると、こういうスキームそのものの問題というのが問われてくるわけです。

こういった小選挙区制度の区割りを続けることというのが、有権者には混乱、市区町村の一体性を損ない、また選挙事務についても困難さをもちますものとなっている。いいことは何もない。こういった混乱を招いている大もとに小選挙区制があるということを言わざるを得ません。

小選挙区制の導入以降、区割り変更が行われても格差の問題は続き、投票価値の平等を保障する抜本的格差是正ができませんでした。

日本共産党は、一九九三年に政治改革と称して現行の小選挙区比例代表並立制が提案されたときから、小選挙区制導入そのものに反対するとともに、小選挙区の区割りが発足当時から二倍を超える格差を容認しており、投票価値の平等を踏みにじる違憲立法だと批判をしてまいりました。

昨年の衆議院選挙制度関連法の審議の際にも、小選挙区制のもとでは、格差是正のために市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きが避けられず、有権者は選挙区の不自然な変更を強いられることになると批判をしました。今回の区割りを見ても、まさにその指摘どおりとなつています。これは、小選挙区制がもとも投票権の平等という憲法の原則とは両立できない制度、このことを明らかにしていると言わざるを得ません。

そこで、大臣に基本的なことを確認したいんですが、日本国憲法は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存する」と宣言をしています。

主権者国民の代表をしているのが国会議員であり、政府を暴走させないようにする、それが国民

の代表で構成する議会の最大の役割であります。この国民の代表たる議員を選ぶのが選挙であります。

日本国憲法において、選挙に関する基本原則はどのようなものが定められているのか。これを踏まえ、選挙とはどういうものだと大臣は認識しておられますか。

○高市国務大臣 まず、日本国憲法では、公務員の選定及び罷免は国民固有の権利であるとされています。第十五条第一項でございます。また、第十四条の法のものと平等、第十五条第三項の成年者による普通選挙の保障、第十五条第四項、選挙における投票の秘密、第四十四条、両議院の議員及び選挙人の資格に関する差別的禁止などが規定されております。

これらの憲法の規定に基づいた選挙制度のあり方というのは、民主主義の根幹にかかわる重要な問題であるという認識でございます。

○塩川委員 普通選挙や平等選挙という、まさに民主主義の土台、根幹となる選挙制度のあり方というのが、憲法から当然説き起こされるところであります。

選挙制度は民主主義の根幹であり、主権者である国民の参政権の問題であります。選挙制度を考える基本原則は、国民の多様な民意を鏡に映すやうに、できる限り正確に反映することで行なければなりません。憲法が求める投票価値の平等は、選挙区間の人口格差是正にとどまりません。有権者が投票した票が国会に反映されているのかどうかという点も見なければなりません。

昨年の当委員会でも確認しましたが、総務省に再度確認します。

現行小選挙区比例代表並立制の選挙結果についてですが、現行制度が導入されて以降、総選挙は七回行われました。各総選挙における第一党の得票率と獲得当選人の率はどうなっているのか。比率のみでよいので、お答えください。

○大泉政府参考人 まず、平成二十六年、一番直近の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙の

結果における第一党は自由民主党でございます。全選挙区の有効投票総数に占める自由民主党の得票数の割合、いわゆる得票率は四八・一％で、小選挙区選出議員選挙の全選挙区の当選人数に占める自由民主党の当選人数の割合は七五・三％でございます。

同様に、平成二十四年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党であり、得票率は四三・〇％、当選人数の割合は七九・〇％でございます。

平成二十一年の衆議院議員総選挙につきましては、第一党は民主党でありまして、得票率は四七・四％で、当選人数の割合は七三・七％ございました。

平成十七年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党であり、得票率は四七・八％、当選人数の割合は七三・〇％でございます。

平成十五年の衆議院議員総選挙については、第一党は自由民主党であり、得票率は四三・九％で、当選人数の割合は五六・〇％ございました。

平成十二年の衆議院議員総選挙においては、第一党は自由民主党であり、得票率は四一・〇％、当選人数の割合は五九・〇％でございます。

最初の平成八年衆議院議員総選挙につきましては、第一党は自由民主党でありまして、得票率は三八・六％、当選人数の割合は五六・三％であったものでございます。

○塩川委員 七回の総選挙の結果というのは、小選挙区制の根本的欠陥を浮き彫りにしています。この四回で見れば、小選挙区での第一党の得票率は四割台にもかかわらず、七から八割もの議席を占めています。得票と獲得議席に著しい乖離が生じているわけです。

小選挙区制は、民意をゆがめて、比較第一党の虚構の多数をつくり出す一方で、少数政党は得票率に見合った議席配分が得られず、獲得議席を大幅に切り縮められます。各選挙区で最大得票の候補者一人しか当選しないため、それ以外の候補者

の得票は死票となります。

直近の二〇一四年総選挙における落選人の得票、いわゆる死票の割合というのは四七・九九％、半分が死票になっているわけですし、同じ一四年総選挙における死票率五〇％以上という小選挙区は百三十三、六〇以上は二十二に上っているわけです。一四年総選挙は、二位以下の候補者への投票が四八％で、二百九十五選挙区のうち、死票が過半数の選挙区は百三十三にも上つていません。

このように民意を集約した虚構の多数政権による強引な政治、多数のおごり、このことが国民の民意を反映しない政治をつくっている、国民の政治不信をつくり出していることを指摘せざるを得ません。

大臣にお尋ねしますが、昨年度の衆議院選挙制度関連法でも、こういう小選挙区の現行制度が民意をゆがめる、過度に民意を集約するという問題点を持っていることを全党が認めて、現行並立制の功罪を広く評価、検証することで合意しました。これまでの各党協議においてこのような合意があつたところで、民意集約機能の緩和の問題を含め、抜本的な見直しについて協議していくこととなつていたわけです。

昨年の関連法質疑の際にも、私の質問に提案者の北側議員は、集約機能が大きくなり過ぎて傾向があると述べ、逢坂議員は、確かに民意が過度に集約され過ぎてると述べておりました。

この民意と議席の乖離という小選挙区制の根本的な欠陥を見直さなければならぬのではございませんか。

○高市国務大臣 現行の衆議院の選挙制度であり、小選挙区比例代表並立制というのは、選挙や政治活動を個人中心の仕組みから政策本位、政党中心の仕組みに転換するということを目指して、長年にわたる政治改革の議論を経て、平成六年に導入されました。

小選挙区制については、第八次選挙制度審議会の答申によりまして、長所としては、政権の選択

についての国民の意思が明確な形で示される、政  
権交代の可能性が高い、短所としては、選挙ごと  
の票の動きが激しい、少数意見が選挙に反映され  
にくいなどが挙げられています。

選挙制度のあり方ということにつきましては、  
いずれにしても、議会政治の根幹にかかわる  
重要な問題でございますので、各党各会派で御議  
論いただくべきものだと考えております。

○塩川委員 小選挙区制はよく民意の集約と言わ  
れますけれども、民意の集約というのは投票価値  
の平等と相入れないんですよ。私は、そういう点  
でも、鏡のように民意を反映する比例代表などを  
中心とした選挙制度に改める、小選挙区制そのも  
のを見直すことが必要だということを申し上げた  
い。

昨年の衆院選挙制度改革は、定数削減を行った  
のも重大です。国会の政府監視機能が低下する  
ことは明らかで、議会政治史上を見ても、国際的  
に見ても、我が国の国会議員の総定数が少ないこ  
とは明らかで、定数削減を行うことの合理的根拠  
はどこにもないということも指摘をしておきま  
す。

最後に、被災地の定数が減らされていることに  
ついてお尋ねをいたします。

今回の改定では、東日本大震災の被災地である  
比例の東北ブロックが定数一減、小選挙区では、  
青森県、岩手県がそれぞれ一減、また熊本地震の  
被災地の熊本県も一減であります。先ほどの二〇  
二〇年国勢調査によるアダムズ方式の導入の試算  
では、宮城県、福島県の小選挙区も一減とありま  
した。

大臣にお尋ねしますが、このように被災地の定  
数が削減されていることについての見解をお聞き  
します。

○富樫大臣政務官 委員御指摘のとおり、今回の  
改正法案においては、小選挙区の定数において一  
減となる六県の中に東日本大震災等の被災地が含  
まれていることは承知しております。

衆議院議員小選挙区の定数削減及び六減県の決

定方法については、昨年の五月に議員立法により  
成立した衆議院選挙制度改革関連法において定め  
られたものであります。

○塩川委員 大臣にお答えいただきたいんですけど  
が、今回の区割り改定に当たって、宮城県の意見  
を見ると、宮城県は、「甚大な被害を受けた東日  
本大震災からの復興の途上にあるため、区割りの  
改定案の作成に当たっては、特段の配慮をお願い  
したい」とありました。福島県は、福島県の特殊  
事情について、「本県は、東日本大震災に加え、  
東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によ  
り、現在でも約八万六千人もの県民が県内外に避  
難している。今後の避難指示の解除等により、  
本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的  
な状況にある。人口の算定や区割りの改定にあ  
たっては、本県の特殊事情について十分に考慮す  
る必要がある」と述べているわけですね。

そこで、確認したいんですが、例えば、強制的  
に避難しなければならず、住民票がもとのまま  
だった有権者の投票権行使はどうだったのか。居  
住実態はないわけですけども、投票を認めな  
かったわけではなくてあります。さらに言え  
ば、自主避難をしていた、避難解除が行われた  
が、まだ住民票のある地域での居住がままならな  
い、そんな有権者の投票権行使はどうなってい  
たのか。このことについてぜひお答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

選挙人が投票するためには選挙人名簿に登録さ  
れなければいけません。選挙人名簿に登録につ  
きましては、当該市町村の区域内に住所を有する  
年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登  
録市町村等の住民票が作成された日から引き続き  
三カ月以上、その登録の市町村等の住民基本台帳  
に記載されている者等について行われるというこ  
とでございます。

住所は、客観的居住の事実を基礎とし、これに  
当該居住者の客観的居住意思を総合して決定す  
るものとされておりまして、一般論として申し上げ

げますと、災害等により避難元市区町村に居住す  
ることができず、やむを得ず一時的に避難をして  
いる選挙人につきましては、避難元市町村に住所  
があると考えられまして、当該住所地において選  
挙権行使ができるもの、これは一般論でございま  
すけれども、そういうふうにご考えております。

○竹本委員長 塩川君、時間が来ていますので。

○塩川委員 はい。

要するに、投票権の行使をどう保障するかとい  
う問題なんです。居住実態がどうというより  
も、やはりさまざまな要件があるわけですよ。そ  
ういったときに、いろいろな環境の中でも、有  
権者の投票権をどう保障するのか、その行使をど  
う担保するのか、こういう立場で知恵を出すべき  
だ、このことを申し上げて、質問を終わります。

○竹本委員長 次に、椎木保君。

○椎木委員 日本維新の会の椎木保です。

本日議題となりました、いわゆる区割り法案に  
ついて質問いたします。

最後の質疑者になりますので、他党の委員の質  
問と重なる部分は多いかと思いますが、よろしく  
お願い申し上げます。

初めに、今回の改定により、平成二十七年国勢  
調査の我が国の人口を基準とした衆議院総選挙区  
間の最大格差は一九五六倍となります。現行の  
最大格差が二・一七六倍でありますので、一定程  
度は改善されたこととなります。また、平成三十  
二年の見込み日本人口をもとにした最大格差は一  
・九九九倍となる見通しとございます。

また、昨年の選挙制度改革関連法におきまして  
は、二倍未満を基本とするの基本とするというこ  
ろが削られておりますので、人口格差について  
の厳格さが加えられていると承知しております。

その上で、御指摘の点について一般論的に計算  
式などを申し上げますと、昨年、その衆議院選挙  
制度改革関連法に基づき、いわゆるアダムズ方式  
により平成二十七年の日本国民人口で都道府県別  
定数を配分した場合、議員一人当たり人口の都道  
府県間の格差を計算しますと一・五倍を上回って  
いるとございまして、ということ、区割  
りの改定により、都道府県間格差、それは都道府  
県における選挙区を完全に均等に割った理論値に  
なると思っておりますけれども、その一・五倍を超える  
ということもございまして、選挙区間の人口格  
差を一・五倍未満に抑えるというところは理論的に  
はできないということになっております。

○椎木委員 次に、区割りの見直しについては、  
五年ごとに実施される国勢調査に基づいて行われ  
ることとなっておりますが、今回の改定により、  
区割りでは最大格差が五年後には二倍を超えるお

それがあつた指摘もありますが、これらの点についての見解を求めます。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

今回の区割りの見直しでございますが、それは、衆議院選挙制度改革関連法におきまして、次の見直しまでの五年間を通じて人口格差が二倍未満になるようにということで、三十二年の見込み人口においても格差を二倍未満とすることが求められておりまして、そのように区割りがなされているということでございます。

その結果、今回の勧告によりまして、平成二十七年国勢調査による日本国民人口において、最大格差が一・九五六倍に縮小されるということとなっております。先ほどのような見直しをされたということでございますので、選挙区間の人口格差がすぐに二倍を超えるというようなことはないと考えております。

また、今回の大規模国勢調査である平成三十二年の国勢調査からは、アダムズ方式による都道府県別定数の再配分が行われるということで、そこで、人口格差が二倍未満になるような区割りの改定が行われるというふうなことが見込まれております。

○椎木委員 選挙部長、私は賛成の立場でお聞きしていただきますので、それをまず冒頭申し上げておきます。

ちよつと一点だけ確認ですけれども、今、五年後には二倍を超えるおそれがないというような趣旨の答弁だったと思えますけれども、この点だけ再度確認させていただきます。

○大泉政府参考人 今回の区割りがやった方式等によりまして、選挙区間の人口格差がすぐに二倍を超えるようなことはないと考えているということでございます。

○椎木委員 次の質問へ入ります。

今回の区割り改定案では、十九都道府県九十七選挙区が変更対象となっております。実は、その中の一つに、私の選挙区であります大阪二区も含まれております。

変更対象となつた選挙区の有権者が混乱するおそれがあり、十分な周知期間を設ける必要があると思うのですが、午前中からの質疑でも、各党各会派の質疑者からも同じような質問があつたと思えますけれども、一カ月間の周知期間で本当に大丈夫なのか。これは、私は最後の質疑者ですので、改めてお聞きしたいと思います。

○大泉政府参考人 繰り返して恐縮でございますが、平成六年の区割りの画定法、それから平成十四年、二十五年の区割り改定法におきましても、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行されるとされておまして、また、選挙区画定審議会による勧告が四月十九日でございますので、その時点から各種報道などがなされていることから、一カ月というところで、これまでと同様の期間をとつていただいております。もちろん、施行日以後初めてその期日を公示される選挙から適用になりますというふうな前提でございます。

有権者に混乱が生じることがないように、区割りの見直しについては、一カ月の施行期間でございますが、十分周知徹底を図つてまいりたいと考えております。

○椎木委員 これまでの答弁と同じ答弁の繰り返しをあえてお聞きしたんですけれども、私も地方自治体で選挙管理委員会の書記をやつていた経験があるんですね。

まず、その前に一点申し上げたいのは、四月十九日の勧告により既に周知しているかのような答弁なんですけれども、国民の皆様、有権者からしたら、これは周知じゃないんです。情報提供をいたただいているだけであつて、これは周知とは全く違つてお思いますからね。ここはしっかり認識していただきたいと思つております。

ですから、与野党の先生方みんな、この一カ月の周知期間ということを心配しているんですよ。一例を挙げると、地方の方も、地方選挙で、例えば投票所が改修になるとか、震災の影響で使えない。ほんの数メートル近くに變更するだけ

でも、なかなか投票所に足を運ばないんですよ。なぜかわかりますか。周知されていないからなんです。たつた七万弱の小さな自治体であつても、そういうことというのは、ただただ多くあるんですよ。だから、僕が心配して、あえて質問させてもらつておるんですよ。

ですから、選挙部長が認識されているよりも、地方は、この一カ月間で周知をされるというのには、なかなかこれは難しいことですから、このことだけ私の方は申し上げておきたいと思つております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、賛成の立場で質問させていただいてますから、細かいところを確認しながら質問させていただきますという趣旨で、決していちゃもんをつけるつもりはありませんので、そのことだけ申し上げておきたいと思つております。

次の質問に入らせていただきます。区割り改定案の作成に当たっては、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行なわれなければならない」と規定されており、衆議院議員選挙区画定審議会が定めた区割り改定案の作成方針に、市区町村を原則として分割しないことが定められております。

今回の区割り改定案では、新たに二十六の市区町から百五市区町に拡大しております。当該の自治体の多くは少なからず当惑していると聞いておりますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○大泉政府参考人 今回の区割りの見直しは、次の見直しまでの五年間を通じて二倍未満とする、平成三十二年見込み人口においても二倍未満とするということが求められていたという中で、この結果、相当数の選挙区の改定の必要が生じたということでございます。

それから、分割市区の数につきましては、御指摘のとおり、十七増加することとなっております。今後、勧告に基づく区割りの改定法案の成立の暁には、区割り改定法の趣旨や内容を十分理解し

ていただくことはもとより、特に選挙区の変更について、選挙区初め関係者の混乱が生じることのないよう、きめ細かく周知啓発を行つてまいりたいと考えております。

○椎木委員 しっかりと現場の声を酌み上げて、検討に検討を重ねて本当に取り組んでいただきたいと思つております。やはり当惑しながらこの新しい制度に入ることだけは避けていただきたいと思つております。その点、重ねて申し上げたいと思つております。次に、市区町村を原則として分割しないことは、有権者にとつてのわかりやすさということだけではなく、恣意的な区割りの防止や、市区町村の選挙実施に係る事務負担増の回避等の意味があると思つておりますが、この点についていかがでしょうか。

○大泉政府参考人 昨年十二月に区割り審が決定しました区割り改定案の作成方針では、「選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は、分割しないことを原則とする」と定めた上で、分割基準に該当する場合には分割するものとしておりまして、今回の区割りの改定において行われた市区の分割は、いずれもこの作成方針の分割基準のつとて行われたものでございます。

分割しますと、御指摘のとおり、選挙事務の負担などが増加しますが、それにつきましては、選挙管理、執行につきまして、関係団体からの相談などにきめ細かく応じるなど、必要な支援をしてまいりたいと思つております。

○椎木委員 何か非常に答弁が簡単過ぎるんですけれども、これも午前中から同じ答弁の繰り返しだつたと思うんですけれども、きめ細かなというのは具体的にどういうことをイメージされているんでしょうか。

○大泉政府参考人 各選管から区割りの分割などに際しましてどのような問題が出てきているかというのを御相談を受けましたら、今でも分割市区はございますので、それらの先行事例、これらを横展開することによって解決策を図るとか、あるいは、今回改正法案に盛り込んでおります開票

所の、開票の合同といいますが、合わせて開票するというようなことにつきまして、どのような手段を考えているのかということの相談に応じまして、それで効率的な事務運営ができるようにしていくというようなことを具体的に考えております。

○椎木委員 くれぐれも事務の負担の増にならないように、しっかりと支援をしていただきたいと思っております。

次に、今回の改正によって、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県、鹿児島県の六県でそれぞれ一減となります。そのような中で、人口を基準にした区割りでは地方の声が国政に届きにくくなる、大都市だけがよくなっていく、こういった意見も数多くありますけれども、この点についての見解を求めます。

○大泉政府参考人 これについてもでございますが、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法におきまして、衆議院議員の○増六減の定数削減、あるいは一票の格差是正というようなことが決まっております。これに基づきまして、政府としては、昨年の五月の関連法の枠内で区割り審が勧告しました区割りの改定案を今回法律案に盛り込みまして提出しているというものでございまして、大枠は昨年の関連法にあるというふうにご認識しております。

○椎木委員 全く不誠実な答弁だと思えますね。私が聞いてるのは、いいですか、地方の声が国政に届きにくくなるんじゃないかというのが一点と、大都市だけがよくなっていくんじゃないか、そういった意見がある。そういった意見については、この区画審議会の中で多分議論されたんだと思うんですね。ですから、その過程の話をしていただいた上で、今回の結論に至ったというように答弁を私は期待しているんです。わかりませんか。

全く議論されなかったんですか。

○大泉政府参考人 区割り審に与えられた義務とあります。そういうのは区割りの改定案の作成

でございます。大枠の定数配分というのは既に法律で定まっておりますので、その法律に基づいて区割りを行っていくということでございます。

○椎木委員 残念ですけれども、今の答弁が最大、精いっぱい答弁なんでしょう。

これは高市総務大臣の奈良県も一減ですからね。私は、地方の声が届きにくくなるというのが、大半、どんな調査を聞いてもやはりこれが多いいんです。ですから、そういったものも当然議論した上で今回の法案に至っているものかなと思つたんですけれども、そういうことは議論されていなくてという答弁なので、これ以上はお聞きませんけれども、今後、選挙部長、しっかりと地方の声も反映できるように、そういう認識だけはお持ちいただきたいと思つています。

私は大都市の大阪ですから関係ないんですけども、やはり、地方の地方の声をしっかりと国政に届けられる、そういうところは大事にしたいだと思つています。

次に、本改定の次の区割りの見直しは、平成三十二年の国勢調査に基づき、アダムズ方式によって都道府県に定数を配分した上で行うことになっております。

試算によれば、各都道府県に割り当てられる小選挙区の数は九増九減となり、東京都が四増、神奈川県が二増、埼玉県、千葉県、愛知県がそれぞれ一増となり、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県、以上の九県でそれぞれ一減といたします。

その結果、都市部選出の議員の割合がさらに増すことになり、地方の地方の声をどのように反映されていくのかという観点からも衆参の選挙制度改革を議論する必要があると思つていますが、この点についていかがでしょうか。

○原田副大臣 お答えをいたします。

衆議院の選挙制度改革に際し、格差是正等を行うことにより、地方の地方の届きにくくなるという意見があることは承知をいたしております。

各都道府県への小選挙区の定数配分の方法も含め、衆議院及び参議院の選挙制度のあり方については、議会政治の根幹にかかわる重要な問題でありまして、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。

○椎木委員 今の副大臣の答弁も、これまでと一緒だと思います。これ以上私聞くつもりはありませんが、多分、今後、ますますこのような声が上がってくると思つてます。ですから、その点だけはしっかりと御認識いただきたいと思つています。

次の質問に入ります。  
今回の小選挙区の一選の格差の是正を目指す改定に関連して、参議院の選挙区の一選の格差も看過できない状況であると考えます。衆参両院の役割分担やそれぞれの院にふさわしい議員の選び方等に踏み込んで、衆参一体の抜本的な改革を検討してもよい時期に来ていると思われませんが、この点についていかがでしょうか。

○高市国務大臣 参議院の方で、各会派による参議院改革協議会の選挙制度に関する専門委員会などにおきまして、選挙制度改革の御議論が行われていると承知をいたしております。

それから、今委員がおっしゃった衆議院及び参議院の選挙制度のあり方ということにつきまして、平成二十八年一月の衆議院選挙制度改革調査会の答申において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があるということが指摘されております。また、昨年五月に成立した衆議院選挙制度改革関連法におきましても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方について不断の見直しを行うものとしておられますので、こういった衆議院と参議院の役割分担ですとか議員の選び方ということについては、議会政治の根幹にかかわる重要な問題であり、先ほど申し上げたような指摘ももう既にありますことかと申してよろしいかと。

○椎木委員 ありがとうございます。大臣も、今の答弁が精いっぱいだと思いますので。私もその上で聞きしていますけれども、十分、改めて大臣の認識を確認させていただいたということですので、御理解いただければと思います。

次に、現行制度において、小選挙区の候補者については、小選挙区で落選しても、一定の条件を満たせば比例区で復活当選することができる制度となっております。そのため、一選挙区から三人が当選するという例もあります。

このように、比例復活の制度を踏まえれば、小選挙区間において厳密に格差を是正することにどの程度の意味があるのかという意見もあります。

○大泉政府参考人 現行の小選挙区比例代表並立制でございますが、これは小選挙区選挙と比例代表選挙をそれぞれ別々に行い、小選挙区選挙においては比較多数の得票を得た者を当選人とし、比例代表においては各政党の得票数を基礎として各政党の当選人数を決めていき、候補者名簿の上位の順番から当選人とするというふうな、それぞれ別の仕組みというふうになっているものでございまして、

また、最高裁におきましても、格差訴訟については、小選挙区選挙について判示しているものがございます。比例代表とあわせてどうだというふうな判断はないというふうにご承知しております。

○椎木委員 これまで、各選挙での若年層の投票率は、他の世代と比較して低い数字となっております。平成二十七年六月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられ、一部の高校生の投票も可能となりましたが、さきの国政選挙での若年者の投票結果はどのようになっているでしょうか。

○大泉政府参考人 昨年、平成二十八年の参議院議員通常選挙における十八歳の投票率は五・二八％、十九歳の投票率は四・三〇％、二十代の投票率は三五・六〇％でございました。

○椎木委員 次の質問に入ります。

公職選挙法の改正により、新たに十八歳から選挙権が認められ、若者の政治参加が進むこととなりましたが、残念ながら、思ったほど投票率が上がっていないという事です。

そのような中、若年者が政治参加するに当たつての必要な知識や判断能力を涵養する、いわゆる主権者教育の充実が求められると考えますが、我が国における主権者教育の現状はどのようになっているのでしょうか。

**○樋口大臣政務官** 椎木先生御指摘のとおり、主権者教育の充実が極めて重要であるというふうに思っております。

選挙権年齢が十八歳に引き下げられたことによりまして、まず、高校生においては、平成二十七年以降、全ての高校生に主権者教育に資する副教材を配付しております。

さらに、早い段階から子供たちが、発達段階に応じて、それぞれの子供が構成員となる社会において多様な取り組みが行われることが重要であるという認識をしております。省内に、平成二十八年六月に主権者教育の推進プロジェクトとして取りまとめたところでございます。

このプロジェクトに基づきまして、高等学校において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む新しい科目「公共」の設置を決めました。検討しているところであります。次に、大学等の入学時におけるオリエンテーション等を通じた生徒への啓発活動をする、子供が地域に主体的にかかわる地域行事などの機会の創出や家庭教育支援などを行っているところでございます。

今後とも、総務省と連携をしながら、学校、家庭、地域が互いに連携、協働し、社会全体で子供たちの発達段階に応じた主権者教育が充実されるように実施をしてまいりたいと思っております。

**○椎木委員** 今の樋口政務官の答弁のとおり、主権者教育の推進に文科省が取り組んでいるのは私もおきに十分承知しております。その上で、私が幾つか提案したいと思っていたことを全て御答弁いただきました。大変認識も共有されております

し、極めて、主権者教育の充実に向けた必要性の全てにおいて答弁いただけたと思っております。ありがとうございます。

次に、我が国の児童生徒について、将来の有権者としていよいよ我々が国の政治にかかわることになります。我が国における主権者教育の現状については先ほど御答弁いただきましたが、欧米諸国にあっては、若いうちから義務教育の中で主権者教育を積極的に取り入れていると聞いておりますが、具体的にはどのような教育内容となつているのでしょうか。お尋ねいたします。

**○佐藤政府参考人** 諸外国において、主権者教育は、特に中等教育段階において、社会科、市民科、公民科、政治科などの教科で扱われております。

幾つか御紹介いたしますと、例えばアメリカでは、小学校からハイスクールに至るまで、歴史、社会科学の中で主権者教育を学ぶこととなつております。

イギリスでは、政治的な教養を備えた市民の育成を目指すシタズンシップ教育が中等教育において必修化されております。

また、イギリスやアメリカ、ドイツでは、総選挙や大統領選挙の際に各地の学校で生徒による模擬選挙を実施する例や、フランスでは、初等教育において子供国会の取り組みも行われております。

これらの事例のように、各国における取り組みはさまざまありますが、いずれも民主主義社会に主体的に参画する主権者の育成を目指す教育を行っていることと承知しております。

**○椎木委員** 樋口政務官、そして今政府参考人の答弁もありましたけれども、主権者教育というのはそもそも何なのか。ちよつと誤解がある部分もあるんですけれども、これは、正確に言えば、若者を選挙に行かせるための教育ではないんですね。さらに、低い投票率を上げるためのものでもない。大事なのは、社会課題についてできるだけ多くの合意を形成して、今とこれからの社会をつ

くつていくために政治に参画させることなんですか。そういった趣旨できょう質問させていただきました。

そうですね。でも、政務官と参考人からは非常に私が心配するまでもない取り組みに着手していただいているという御答弁をいただけたと思つています。本堂にありがとうございます。

次の質問に入ります。

十八歳以上の現役高校生が有権者として政治活動や選挙活動を行うことについて、どのような制限、制約があるのでしょうか。お尋ねいたします。

**○瀬本政府参考人** お答え申し上げます。十八歳以上の高校生による政治的活動や選挙運動については、一般の有権者と同じ制限、制約があるほか、高等学校は学校教育法等に定める目標を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること等を踏まえ、高等学校等により、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けることとなります。

文部科学省では、平成二十七年十月に発出した通知や二十八年一月に発出した同通知に関するQ&Aにおきまして本件に関する考え方を示しておりますが、これらにおきまして、例えばでございますが、生徒会活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環でありますので、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して政治的活動等を行うことは禁止されること、あるいは放課後や休日等であっても、学校の構内等では生徒の政治的活動等は制限、禁止されること、さらには、構外の活動といえども、一定の場合に、制限、禁止を含め、指導が必要であることなどを示しておりますが、具体的な指導のあり方については、これらを踏まえた上で各高等学校において適切に判断されるものと考えております。

以上であります。

**○椎木委員** 時間が参りましたので、最後の質問、端的に申し上げますので、最後の質問、学校の教育の中で、政治に関することを授業等で取り上げる際、政治的中立を前提として行わな

ければなりません。現状、どのような対応がとられているのか、手短かにお願いいたします。

**○樋口大臣政務官** 手短かに答弁させていただきます。

教育基本法第十四条二項に定める政治的中立性が確保されることも必要でありまして、特に、教員が個人的な主義主張を述べることが避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することなどを平成二十七年に通知として発出しております。政治的中立性の確保等のための留意点を示しました。

そして、さらに、総務省さんと連携をして作成した主権者教育に関する副教材や教師用の指導資料において、政治的中立性の確保等について、図表などを用いてわかりやすく示しているところでございます。

文部科学省としましては、このような資料等に基づきまして、各学校において政治的中立性が確保された上で主権者教育の充実が図られるように、引き続き取り組んでまいります。

**○椎木委員** 大変わかりやすい答弁を最後にいただきました。ありがとうございます。

以上で終わります。

**○竹本委員長** これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

**○竹本委員長** これより討論に入ります。討論の申し出がありませんので、これを許します。穀田恵二君。

**○穀田委員** 私は、日本共産党を代表して、区割り改定法案に反対の討論を行います。昨年成立した衆議院選挙制度関連法は、小選挙区制の維持を前提に定数削減を行いました。定数削減によって切り捨てられるのは主権者国民の声を、国会の政府監視機能が低下するという弊害を法案提案者も認めていたにもかかわらず、根拠も示さず、我が国の男子普通選挙制度始まって以来、最少の定数に削減したことを、改めて厳しく批判します。本案は、この関連法に基づいて削減する六県の



小選挙区と比例の四ブロックを確定し、政府の衆議院議員選挙区画定審議会勧告に沿って小選挙区の区割りを改定するものです。

今回の区割り改定は、これまで最大数の十九都道府県九十七選挙区に及び、区割りで分割した市区町は百五に上っています。

このような区割り改定に、対象となる都道府県から批判の声が上がっています。選挙事務を担う選挙管理委員会連合会などの、有権者に混乱を招く、選挙の事務の管理執行上、事務が複雑化、負担が増大するといった懸念の声が審議の中で明らかになりました。

次回、二〇年の国勢調査の後、定数配分にアダプ方式の導入も控えており、五年後にもさらなる大幅な区割り変更が見込まれております。数年間、少なからず有権者が、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられ、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることとなります。

これほど大きな区割り変更を行っても、格差の問題は続きます。これは、小選挙区制がもともと、投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度であるというを示すものであります。

憲法が求める投票価値の平等は、選挙区間の人口格差是正にとどまりません。

そもそも、選挙制度は民主主義の根幹であり、その根本は、国民の多様な民意を正確に議席に反映することです。ところが、現行制度は民意の反映が著しくゆがめられています。現行制度の最大の問題は、第一党が四割の得票で七割から八割の議席を獲得し、半数に上るいわゆる死に票を生み出すことです。

我が党は、現行制度の提案当初から、小選挙区制が民意の公正な議席への反映をゆがめ、比較第一党が虚構の多数を得ることで強権政治を押し進めようとするものだとして批判してきました。

民意と議席に著しい乖離を生み出す小選挙区制は廃止し、民意を反映する選挙制度へ抜本的に改正、改革すべきです。

このことを改めて強く主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○竹本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹本委員長 これより採決に入ります。内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹本委員長 たいま議決いたしました法律案に対し、神田憲次君外三名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。落合貴之君。

○落合委員 たいま議決となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区数が多数に上り、また、分割される市区町が増加するため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に關し十分に周知徹底を行うこと。以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹本委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。この際、たいまの附帯決議につきまして、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。高市総務大臣。

○高市國務大臣 たいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○竹本委員長 お諮りいたします。たいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時二十五分散会



第一類第一号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十九年五月三十一日

平成二十九年六月二十三日印刷

平成二十九年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C